

法政大学現代法研究所国連グローバル・コンパクト研究センター  
2011年度科研費「国連グローバル・コンパクトの課題」研究チーム  
冬季合同合宿研究会プログラム

日時： 2012年1月28日(土)14:00～17:00、29日(日)10:00～17:00

場所： 法政大学(市ヶ谷)ホアソナードタワー22階 現代法研究所会議室

東京都千代田区富士見2-17-1 TEL:03-3264-9380

参加者： 江橋崇、山崎公士、窪誠、細川幸一、金子匡良、梅田徹、三浦聡、  
出見世信之、大西祥世、菅原絵美、金丹、松田大介、山口明子

2012/1/28(土) (14:00～17:00)

● 江橋 崇 「2011年度後期活動報告」

● 科研費チーム研究報告

金子 匡良 「CSRの促進における政府の役割 ～ 3年間のまとめと補足 ～」

三浦 聡 「国連グローバル・コンパクトAdvisory Group on Supply Chain Sustainability  
第5回会合出席報告」

大西 祥世 「『女性のエンパワメント原則』の展開可能性  
—GC参加企業におけるジェンダー・イシューの取り組み—」

(懇親会兼夕食 18:00～20:00)

2012/1/29(日) (10:00～17:00)

● 科研費チーム研究報告 (午前の部 10:00～12:30)

出見世 信之 「利害関係者論からみた国連グローバルコンパクトへの取り組み」

山崎 公士 「企業と人権に関する指導原則(Guiding Principle)における  
国内人権機関の位置づけ」

窪 誠 「知る権利の世界的動向と日本の課題」

(昼食休憩 12:30～14:00)

● 科研費チーム研究報告（午後の部 14:00～16:30）

細川 幸一 「国連GCが東アジア地域の消費者保護分野で果たす役割の可能性について」

梅田 徹 「石油、電力、ガス三業界の防災対策の概要と評価」

江橋 崇 「災害とCSR 一事例報告:最近の被災地における復興支援の取り組み一」

● 今後の研究活動について (16:30～17:00)

# CSRの促進における政府の役割 ～ 3年間のまとめと補足 ～

金子 匡良

## 1. イギリスのCSR政策 – その後

- ・ブレア政権（1997～2007）の下で積極的なCSR政策を展開してきた「CSR先進国」
- ・1999年：年金法改正 ⇒ 年金基金運用におけるCSRへの配慮促進規定の追加
- ・2000年：貿易産業省（DTI）内にCSR担当相（政務官級）設置
- ・2002年～：CSR戦略を策定
  - Business and Society（2002）
  - Corporate Social Responsibility：A Government Update（2004）
  - Corporate Social Responsibility：A Draft International Strategic Framework（2004）
  - Corporate Responsibility Report（2009）
- ・2006年：会社法改正 ⇒ CSR情報の開示義務
- ・イギリスのCSR政策
  - ①CSRのビジネスケース紹介
  - ②企業に対する表彰・顕彰
  - ③パートナーシップ及び企業の参加支援
  - ④政府機関による助言
  - ⑤国内及び国際的なCSR行動基準に関する合意形成の促進
- ・ブラウン政権（2007～2010）⇒ CSR政策に陰り？  
財務相時代のブラウン ⇒ 規制緩和策の推進、CSR情報の開示義務化に反対
- ・2010年：政権交代 ⇒ CSR政策の縮小  
e.g. CSR担当相の廃止、Web上のCSR関連情報の削減

## 2. デンマークのCSR政策 – その後

- ・2007年：企業庁にデンマークCSRセンター設置

- ・ 2008 年： CSR 戦略「CSR 行動計画」(Action Plan for CSR) 策定
  - ①企業主導の社会的責任の拡大
  - ②政府活動を通じた企業の社会的責任の促進
  - ③気候変動に関わる企業責任
  - ④責任ある成長に向けたデンマークのマーケティング
  
- ・ 2008 年：財務報告法改正 ⇒ CSR の実践状況の公表義務化
  - ①企業が採用している CSR に関する方針
  - ②企業活動における CSR 方針の実践状況
  - ③CSR 実践に対する自己評価
 ⇒ UNGC の COP で代用可
  
- ・ 2008 年：Web サイト“CSRgov.dk”開設
  
- ・ 2009 年～：CSR の進捗状況に関する年次報告書「デンマークにおける CSR と報告」刊行
  
- ・ Web サイト上のツール
  - (1) 各種のコンパス (Kompasset, Compass)
    - ①CSR コンパス
      - ・ 人権や環境に配慮した「責任あるサプライチェーン・マネジメント」を行うために必要な知識や情報を提供
      - ・ 6 つの段階 (①導入、②リスク評価、③サプライヤーへの条件設定、④サプライヤーに対する評価、⑤サプライヤーとの協働による改善、⑥成果の公表と情報交換) に分けて企業が実施すべき活動を説明
    - ②温暖化防止コンパス
      - ・ 企業が自主的に温室効果ガスを削減するためのツール
      - ・ 自社の活動に伴う温室効果ガスの排出量 (カーボン・フットプリント) を計算した上で、それを削減するためにどのような戦略を立て、どのような活動を行っていけばいいのかを示す
    - ③アイデア・コンパス
      - ・ 企業が社会的・環境的に持続可能な製品やサービスを開発するという、企業による社会改革活動 (Corporate Social Innovation : CSI) を促進するためのツール
      - ・ 企業の活動を通じて、どうすれば社会を変えていけるかについて、新しいアイデアを考案することを促す
    - ④コミュニケーション・コンパス
      - ・ すでに CSR 活動を行っている企業に対し、その活動内容を外部に向けて公表したり、CSR に関する報告書の作成を手助けするためのツール

- (2) グローバル・コンパクト自己評価ツール (Global Compact Self Assessment Tool)
  - ・ UNGC の 10 原則に則した質問に答えていく中で、自社がどれだけ UNGC を満たしているかを自己評価するためのツール
  - ・ このツールを用いて COP の作成ができる
- ・ デンマークの CSR 政策は、UNGC へのコミットが大きいのが特徴。(ドイツも同様。)

### 3. ドイツの CSR 政策 – その後

- ・ 2000 年代初頭：CSR に対する冷淡な態度
  - 「CSR は政府が専門部局をつくってこれを担当するようなものではなく、法律で強制するものでもない」
  - 「ドイツでは企業に関する環境・人権基準について十分な法律が存在しているので、CSR という基準で規制する必要はない」(ベラ・バーデ (ドイツ経済労働省・欧州雇用政策担当))
- ・ 2007 年：G8 ハイリゲンダム・サミット
  - 「…我々は、国際的に合意された企業の社会的責任及び労働基準…を、各国連絡窓口を通じて積極的に促進することに自らコミットする」
- ・ 2008 年：CSR 戦略の策定を目指すことを発表
- ・ 2009 年：CSR フォーラム設置 (CSR 戦略の検討のためのマルチステークホルダーによる協議機関)
- ・ 2010 年：CSR 戦略「CSR 行動計画」(Aktionsplan CSR) 策定
  - ①CSR の確実な定着
  - ②CSR 活動の信頼性と視認性の向上
  - ③教育・訓練・学問・研究と CSR の結合
  - ④国際政策及び開発政策における CSR の強化
  - ⑤社会問題の克服に向けた CSR の活用
  - ⑥CSR を促す環境の整備
- ・ 2010 年：タスクフォース CSR (Arbeitsstab CSR) 設置
  - Web サイト「企業の価値」(Unternehmens Werte) 開設

### 4. CSR 政策の分類枠組み

- ①一元的分類枠組み：政策内容によって CSR 政策を分類する
  - e.g. ホーネンの分類枠組み：
    - ①実現可能性を高めるための環境整備、②注意喚起、③促進、④能力開発、⑤会合の開催、⑥関係調整、⑦調査研究、⑧資金援助、⑨提携、⑩手法の開発、⑪法令と

の整合性確保、⑫政府活動への CSR の適用  
⇒ 厳密な分類ができない

②関係論的分類枠組み：CSR 政策を政府・企業・市民社会の関係性の中で分類

e.g. アルバレダ・ロサーノの分類枠組み：

①政府における CSR 政策、②政府と企業の関係性における CSR 政策、③政府と市民社会の関係性における CSR 政策、④政府と企業と市民社会の関係性における CSR 政策

⇒ 有用性に欠ける

③二元的分類枠組み：政策目標と政策手法によって CSR 政策を分類する

e.g. シュトイラーの分類枠組み：

政策目標：①注意喚起と理解度向上、②情報開示と透明性向上、③SRI の促進、④率先垂範の実行

政策手法：①法的手法、②経済的手法、③広報的手法、④連携的手法、⑤ハイブリッド手法

⇒ 厳密かつ明確な分類ができる

・三元的分類枠組みの可能性？

二元的分類枠組みは、企業の「生産活動」「金融・投資活動」、消費者の「消費活動」という経済活動別の政策分類が不明確

⇒ これらを加味したマトリクスができないか？

## 5. 日本の CSR 政策

・日本にも無自覚的な CSR 政策や局所的な CSR 政策は多々存在する

e.g. 消費者保護法制、労働法制、グリーン調達法、経産省「BOP ビジネス支援センター」

・今後は自覚的な CSR 政策の推進が課題

・自覚的 CSR 政策の伏線

①2004 年：経済産業省「企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会」中間報告

「…CSR への取組は内外で盛んに行われているが、我が国においてみると、CSR への理解、取組については、企業によって、まだ濃淡があり、今後、更なる推進が課題と考えられる」

「CSR は『企業の自主的な取組』を基本とすべきであり、その取組は企業毎の自主性、多様性、獨創性を確保することにより促進されるべきである」

「省庁間における連携を密にし、積極的に情報交換を行い、関係省庁の取組の整合性・協調を図りながら、企業の取組を支援していくことが重要である」

②2007 年：安倍内閣「長期戦略指針『イノベーション 25』」

「国民生活における安全・安心の確保のため、法令や規制の枠組みを超えた企業等の自主的な取組を促

す環境の整備を目的として、事業者団体、消費者団体、労働組合、投資家、その他の NPO の代表、専門家及び行政により構成される『社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議（仮称）』を開催する」

③2009 年：「社会的責任に関する円卓会議」発足 → 2011 年：「安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略」公表

- ・安全・安心で持続可能な社会を構築するために各種アクターが果たすべき社会的責任を提示
- ・政府の CSR 政策に係る事項：障害者雇用対策の推進、違法な児童労働の撤廃に向けた関係法令の遵守徹底と政策の推進、BOP ビジネスの普及・啓発及び関係者の連携支援

⇒ 政府による CSR の促進という視点は希薄

・ヨーロッパの CSR 政策から見た日本の今後の課題 ⇒ CSR 政策の顕在化・体系化

①CSR 政策担当部局の設置（経産省 or 内閣府）

②CSR 戦略の策定：二元的分類枠組みに則った行動計画の策定

③CSR 情報の公開の義務化

cf. 民主党政策集 INDEX2009

「公開会社法の制定－株式を公開している会社等は、投資家、取引先や労働者、地域など様々なステークホルダー（利害関係者）への責任を果たすことが求められます。公開会社に適用される特別法として、情報開示や会計監査などを強化し、健全なガバナンス（企業統治）を担保する公開会社法の制定を検討します」

※今回の報告内容を含む3年間の研究成果については、2月末に公刊される大学紀要に掲載予定。

国連グローバル・コンパクト Advisory Group on Supply Chain Sustainability  
第5回会合出席報告

三浦 聡 (名古屋大学大学院法学研究科)

日時：2012年1月24日

場所：ニューヨーク (LexisNexis オフィス)

1. サプライチェーン・サステナビリティ・ワークストリームについて

GC 事務所と BSR とのパートナーシップにより、2010年に発足<sup>1</sup>。主なガイドンスマテリアルとして、2010年のリーダーズ・サミットにおいて披露された“Supply Chain Sustainability – A Practical Guide for Continuous Improvement” (UNGC/BSR)、“A Practical Guide for Continuous Improvement for Small and Medium Enterprises” (UNGC/BSR)、Sustainable Supply Chains: Resources and Practices (ウェブサイト<sup>2</sup>、UNGC/CSR Europe)。

2. アドバイザリーグループについて<sup>3</sup>

- ✓ 2010年1月に発足、これまでに4回の会合を開催 (各会合の報告書は GC サイトからダウンロード可)。議長は Mads Øvli<sup>4</sup>。メンバーは34名、日本から武田製薬と日立、韓国から現代自動車、中国からエスケル・グループ (溢達集団、香港) が参加<sup>5</sup>。

3. 会合について

- ✓ 1月24日・25日に開催 (報告者は24日午後のオープンセッションのみ参加)
- ✓ 主な議題：1. サプライチェーン・サステナビリティ・ワークストリームの次段階に向けた戦略の策定、2. GCO 及びサステナブル・サプライチェーン関連リソースに関わる最新情報、3. Rio+20 Corporate Sustainability Forum<sup>6</sup>、4. ローカル・ネットワークとのエンゲージメント

<sup>1</sup> “UN Global Compact and BSR Launch Project on Supply Chain Sustainability,”

<http://www.unglobalcompact.org/news/6-01-27-2010>

<sup>2</sup> <http://supply-chain.unglobalcompact.org/>

<sup>3</sup> [http://www.unglobalcompact.org/Issues/supply\\_chain/advisory\\_group.html](http://www.unglobalcompact.org/Issues/supply_chain/advisory_group.html)

<sup>4</sup> GC ボード発足メンバー (2006年6月～)、元レゴ会長、元ノボ ノルディスク CEO・会長、コペンハーゲン・ビジネススクール兼任教授。

<sup>5</sup> 他に、アルセロール・ミッタル (ルクセンブルク)、BSR (グローバル)、シスコシステムズ (アメリカ)、フォード (アメリカ)、GC スペイン・ネットワーク、ヒューレット・パッカード (アメリカ)、イケア (スウェーデン)、インフォシス (インド)、ネスレ (スイス)、ノキア (フィンランド)、SAI インターナショナル (グローバル)、タタ (Tata Council for Community Initiatives、インド)、テレノール (ノルウェー)、フォルクスワーゲン (ドイツ) など。

<sup>6</sup> <http://www.compact4rio.org/>

- ✓ グループ・メンバーからの報告：Inditex（スペイン：ZARAなどのブランドを展開）
  - Sustainability Modelの説明<sup>7</sup>
  - サプライヤー数：1,337（2010年、スペイン、ポルトガル、モロッコ、トルコ、インド、バングラデシュ、中国の「生産クラスター」で88%を生産）
  - サプライヤーの課題：労働者の代表制・労組組織のスキル・労働紛争を未然に解決するためのツールや訓練の欠如
  - 対処：「Inditex 行動規範コンプライアンスプログラム」の実施<sup>8</sup>、ITGLWF（International Textile Garment and Leather Workers Federation）との枠組協定の締結<sup>9</sup>、UNGC・ILO（ILO/IFC ベターワーク計画<sup>10</sup>）などの国際的なプラットフォーム（とくに、本グループ）への参加
- ✓ ローカル・ネットワーク・メンバーからの報告：PepsiCo（アメリカ：ペプシ、トロピカーナ、ゲータレードなどのブランドを展開）——省略<sup>11</sup>
- ✓ それ以外の報告：Sedex (Supplier Ethical Data Exchange)<sup>12</sup>（イギリス、NPO）
  - CSRを支援する会員制オンラインデータベースサービスを展開<sup>13</sup>、倫理的サプライチェーンの実践（4本柱：労働基準、衛生・安全、環境、ビジネス・インテグリティ）に関する情報の共有を促進
  - UNGC ウェブサイト「労働」セクションの「ガイダンスマテリアル」に紹介<sup>14</sup>
- ✓ GCOからの報告：ローカル・ネットワーク、GC LEAD、COPについての説明
  - 最近の展開：UNSGによる“Sustainable Energy for All”イニシアティブ<sup>15</sup>など
  - ディスカッション：本グループの貢献（メンバーが外国を訪問する際、LNに対して本グループでの議論を説明する機会を設ける、など）

<sup>7</sup> “Inditex Annual Report 2011,” p. 62.

<sup>8</sup> 6段階：サプライヤーの意識づけ→サプライヤーによる自己評価→社会監査（InditexのCSR部門と Portuguese Catholic University of Oportoとの協働）→Inditexによるサプライヤーの格付け→改善行動の計画→追跡監査。Op. cit., pp. 65-71.

<sup>9</sup> 詳細については、op. cit. pp. 76-77.

<sup>10</sup> たとえば、以下を参照 <http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/feature/2011-01.htm>

<sup>11</sup> 詳細については、

<sup>12</sup> <http://www.sedexglobal.com/>

<sup>13</sup> 150以上の国に23,000以上の会員。会員の7割以上はオーストラレーシアとヨーロッパ。

<sup>14</sup> [http://www.unglobalcompact.org/Issues/Labour/Tools\\_Guidance\\_Materials.html](http://www.unglobalcompact.org/Issues/Labour/Tools_Guidance_Materials.html)

<sup>15</sup> UNGCがパートナーとして参加。“The Initiative brings all sectors of society to the table: business, governments, investors, community groups and academia. The United Nations is the ideal institution to convene this broad swathes of actors and forge common cause in support of three inter-linked objectives:

- Ensure universal access to modern energy services.
- Double the rate of improvement in energy efficiency.
- Double the share of renewable energy in the global energy mix.

... All are to be achieved by 2030, and all are necessary to achieve sustainable energy for all.”

<http://sustainableenergyforall.org/about>

付記：本会合の翌日（2012年1月25日）、国連事務総長は今後5年間の行動計画（The Secretary-General's Five-Year Action Agenda）<sup>16</sup>を国連総会に提出した<sup>17</sup>。6ページから成る同計画では、まず昨年9月に事務総長が国連総会において指摘した5つのimperativeと機会<sup>18</sup>について敷衍したのち(pp. 2-5)、2つのenablerとして、“Harnessing the Full Power of Partnership across the Range of UN Activities”と“Strengthening the United Nations”が指摘される(p. 6)。前者は3つに細分化され、その2つめにグローバル・コンパクトが挙げられている。以下に、前文の一部とenablerのIを引用する。

The next five years will be crucial for defining and agreeing on a common vision for the future; making path-shaping investments; broadening the base of constituencies working together; and adopting a flexible but robust international architecture that can address the increasing stresses on our international system.

The UN can play a central role in strengthening international governance and establishing constructive patterns of collaboration to manage unprecedented threats and demands for change, and to take advantage of new, generational opportunities.

（中略）

## ENABLERS

### I. Harnessing the Full Power of Partnership across the Range of UN Activities

1. **Scale up UN capacity to engage in transformative multi-stakeholder partnerships** with the private sector, civil society, philanthropists, and academia across a broader range of issue areas by creating a new UN Partnership Facility which will catalyze commitments and promote accountability.
2. **Consolidate functions to create a coherent capacity for partnering consisting of the Global Compact and the UN Partnership Facility** and coordinate system-wide partnership efforts.
3. **Enhance UN capacities to engage with traditional and new constituencies** using the full range of outreach tools, including social media.

---

<sup>16</sup> [http://www.un.org/sg/priorities/sg\\_agenda\\_2012.pdf](http://www.un.org/sg/priorities/sg_agenda_2012.pdf)

<sup>17</sup> “UN chief outlines five-year action plan to build ‘the future we want’”, <http://www.un.org/apps/news/story.asp?NewsID=41034&Cr=Ki-moon&Cr1=>

<sup>18</sup> “Report to the General Assembly ‘We The Peoples’”, September 21, 2011, [http://www.un.org/apps/news/infocus/sgspeeches/search\\_full.asp?statID=1310](http://www.un.org/apps/news/infocus/sgspeeches/search_full.asp?statID=1310) “These are sustainable development; preventing and mitigating conflicts, human rights abuses and the impacts of natural disasters; building a safer and more secure world; supporting countries in transition; and working to engage the talents of women and young people.” “UN chief outlines five-year action plan to build ‘the future we want’”. Fn. 17.

**「女性のエンパワメント原則」の展開可能性**  
**—GC 参加企業におけるジェンダー・イシューの取り組み—**

大西 祥世

**1 女性のエンパワメント原則 (WEPs) に CEO が署名した企業 : 258 社**

(2012年1月6日現在。昨年同期比 116社増)

地域	国名	署名数				
アジア (37社)	インド	3		スペイン	49	
	インドネシア	1		デンマーク	4	
	シンガポール	1		ドイツ	2	
	スリランカ	3		トルコ	3	
	タイ	2		フィンランド	1	
	バングラデシュ	1		フランス	7	
	フィリピン	1		ベルギー	1	
	マレーシア/シンガポール	1		ロシア	1	
	韓国	1		オセアニア (5社)	オーストラリア	5
	日本	23		グローバル (15社)	オーストラリア・アジア	1
	アフリカ (36社)	南アフリカ	35		グローバル	14
南アフリカ、ナミビア、ケニア、英国、ナイジェリア、タンザニア、モザンビーク		1		中東 (7社)	イスラエル	2
欧州 (95社)	アイスランド	12			エジプト	5
	イギリス	2		米州 (63社)	アメリカ	9
	イタリア	1			アルゼンチン	5
	オーストリア	1			カナダ	1
	オランダ	1			コロンビア	1
	クロアチア	6			チリ	2
	スイス	3			ニカラグア	2
	スウェーデン	1			ブラジル	41
				ペルー	2	
				合 計	258	

[http://www.unglobalcompact.org/docs/issues\\_doc/human\\_rights/WEPs\\_CEO\\_Statement\\_of\\_Support\\_Signatories.pdf](http://www.unglobalcompact.org/docs/issues_doc/human_rights/WEPs_CEO_Statement_of_Support_Signatories.pdf)

**2 WEPs に署名した日本企業の概要**

**(1) 署名した企業・団体 : 23社+9団体**

- 国連 GC 参加企業 : 11 社 (リコー、イオン、資生堂、花王、大阪ガス、りそな、シャープ、電通、南西石油、ベルリッツインターナショナル、帝人)
- 国連 GC 未参加企業・団体 : 18 社 (関西電力、幸和製作所、堺化学工業、堺経営者協会、堺市 (市長、教育長)、堺市農業協同組合、堺商工会議所、シマノ、ダイネツ、高島屋、中央労働金庫、東京電力、ブルドックソース、プロクター&ギャンブル日本、ポピンズコーポレーション、堀富商工、前田製菓)

### 3 GC参加企業のジェンダー・イシューの取り組みの特徴—WEPsに基づく検討

#### (1) CSR報告書に記載されたジェンダー・イシューの取組

- GC参加企業：128社（2011年末まで）
  - ・2011年度のCSR報告書未発行：5社（アマタ、南西石油、電通、ルビコン、イースクエア）
  - ・同CSR報告書は発行されているが、ジェンダー・イシューの記述なし：12社（9.4%）  
（王子製紙、博報堂、アデコ、SCSK、日本郵政、住友商事、ブレインネットワーク、南海通運、タカハタ、南開工業、日本テレビ、堀場製作所）

#### (2) ジェンダー・イシューの取組の状況

##### ① WEPs7原則+WLBに基づく分類

WEPs	日本のGC加盟企業	
	2009年度（99社）	2011年度（111社）
原則1	18社（18.2%）	34社（30.6%）
原則2	63社（63.6%）	94社（84.7%）
原則3	30社（30.3%）	41社（36.9%）
原則4	23社（23.2%）	24社（21.6%）
原則5	26社（26.3%）	29社（26.1%）
原則6	31社（31.3%）	43社（38.7%）
原則7	61社（61.6%）	85社（76.6%）
WLB	87社（87.9%）	97社（87.4%）

##### ② 特色のある取組

#### 1 リーダーシップによるジェンダー平等の推進

- GCや人権、性差別への取組の表明：25社<sup>1</sup>
- トップコミットメントにてWEPs署名に言及（資生堂、花王、シャープ）

#### 2 均等な機会、インクルージョン、差別撤廃

- 「女性の活用」や「女性の活躍促進」の必要性を強調：68社<sup>2</sup>
- ポジティブ・アクションの実施

イオン	女性管理職を2020年までに30%とする（国内外連結会社）
資生堂	女性リーダー比率を2013年10月までに30%とする
日本製紙G	新卒総合職採用の女性比率を20%とする
ニコン	定期採用の女性比率を20%以上、技術系女性採用比率を10%以上と

<sup>1</sup> 東芝、日産、資生堂、フルハシEPO、日本電気、キリン、損保ジャパン、コスモ石油、ニコン、タムロン、りそな、コマツ、住友林業、日立製作所、DOWA、JSR、シャープ、富士通、日本興亜損保、DIC、三井生命、カシオ、シナノケンシ、帝人、アステラス

<sup>2</sup> リコー、アサヒビール、富士ゼロックス、東芝、日産、NEC フィールドディング、MD&AD、セイコーエプソン、イオン、三菱重工業、資生堂、三井物産、オリンパス、日本製紙、住友化学、商船三井、東京海上、花王、キリン、損保ジャパン、コスモ石油、東京三菱UFJ、旭化成、大日本印刷、凸版印刷、大阪ガス、ニコン、タムロン、トプコン、クレアン、三井住友銀行、三井化学、りそな、ルネサスエレクトロニクス、全日本空輸、住友生命保険、中日本高速道路、ダイキン、オムロン、住友林業、コニカミノルタ、横河電機、日立製作所、武田薬品、積水化学、JSR、伊藤忠、シャープ、ライオン、サラヤ、ICI、西日本高速道路、富士通、大和証券、富士電機、ウィルソンレーニング、三菱総研、沖電気、日本興亜損保、広友、DIC、三井生命、カシオ、帝人、ローム、京セラ、アステラス、TOTO

	する (2011 年度は目標に至らなかった)
中日本高速道路	女性管理職を現状の 5 人から、2015 年までに 10 人とする
積水化学工業	新卒女性採用比率を 25%、2013 年度に 30%とする
JSR	女性社員の採用比率 を 2012 年に 大学卒技術系 は 15~20%、大学卒事務系 は 40~50%、女性管理職比率 を 2015 年に 5%とする
シャープ	女性管理職数を 2012 年度 に 100 名以上、女性社員の主事比率を 2012 年度に 30%とする
帝人	新卒採用総合職女性比率を 30%に、課長以上の女性管理職を 2011 年度末までに 2008 年度末の 1.5 倍とする
TOTO	女性管理職を 2017 年までに 10%とする
NEC フィールディング	数値の記載なし
キリンホールディングス	数値の記載なし
凸版印刷	数値の記載なし
住友林業	数値の記載なし

### 3 健康、安全、暴力からの自由

- 女性が相談しやすいよう、女性相談員を配置 (ローム)
- SH、PH の相談件数の公表 (セイコー・エプソン、コスモ石油、ユニ・チャーム、凸版印刷、荏原製作所、アステラス)

### 4 教育と研修

- 全女性社員とその上司が参加するダイバーシティ推進セミナーを全社で開催 (JSR)

### 5 企業開発、サプライチェーン、マーケティングの実務

- サプライチェーンに対して、人権への配慮を求め、その状況を確認 (東芝、三井物産、大阪ガス、小松製作所、武田薬品工業)
  - ※ 小松製作所：苦しいときに支えあいながらやってきた長い信頼関係があるからこそ、情報を開示していただける、という考えのもと (略)
- バリューチェーン全体における取組として、倫理委員会常任委員 6 人を男女両性で構成 (武田薬品工業)
- 関係各国の法令の遵守とともに、文化的基準等の社会的規範を重視 (東芝)
- 本業を活かした社会貢献活動 (積水化学工業<sup>3</sup>)

### 6 コミュニティにおけるリーダーシップと参画

- アラブ首長国連邦では女性の働き口が少ないとして、2011 年度に女性のインターン 5 人を受け入れ (横河電機)
- 低所得の農業従事者や移民女性等を支援する 6 事業 9 人を選抜 (日立ファウンデーション、米国)

<sup>3</sup> 「人々に安全や安心を提供するために、官民が知恵を出し合って『セキュリティアパート』を共同企画しました。警察からは犯罪者の心理や手口を分析して『犯罪者が寄りつかない外観』『住む人の安心の確保』などを提案させてもらいました。セキスイハイム九州 (株) との出会いによって若い女性が不安な日々から解放されると思うと、感謝の念で一杯です。今、日本が必要としているのは、一人の願いをみんなの願いにする「絆」です。この取り組みが社会全体に広がることを願っています。」 (福岡県警生活安全総務課・室長)

- タイでは女性従業員が9割を占めるので、育児支援制度を整備したほか、社内に授乳室を設置（カシオ）

## 7 透明性、測定、報告

- 第三者意見における、ジェンダー・イシューへの取組への厳しい指摘
  - ・GCに署名しているのですから、サプライチェーンで女性や子どもの人権はどう守られているか、詳しく伝えてほしいものです（キッコーマン）
  - ・女性のキャリア開発支援として何を実施しているのか、目標はどの程度設定されているのかなど、わかりにくい部分が多いことも事実です。来年度の報告での改善を期待します。（三井化学）
- 男女別データの公表
  - ・海外現地法人やグループ企業における、従業員数や管理職数の男女別データの公表（リコー、日産、アンリツ、ニコン、DOWA、シャープ）
  - ・労働時間関連データ 時間外労働比率 男性7.0%、女性7.8%  
有給休暇取得率 男性40.9% 女性67.9%（損保ジャパン）
- GRI ガイドライン「LA14（基本給与の男女比）」への応答に「性別による給与の区別なし」と明記（クレアン、住友林業）
- 労働 CSR 指標による調査の実施（帝人）

## 8 ワーク・ライフ・バランス

- 男性の育児休業取得比率の高さ（旭化成：子どもが生まれた男性社員の40%）
- 育児休職の最初の15日間を有給化し、男性が11人取得した（味の素）
- 女性の育休復職率はほぼ100%（富士通、ベネッセ）

## 4 まとめ

### (1) CSRにおけるジェンダー・イシューの取り組みの特徴

- リーダーシップによる男女平等の企業文化の創造
  - ・トップコミットメントによる表明や、トップによる社内委員会の設置は、ほぼ定着
- サプライチェーンにおける人権やジェンダーの課題解決の必要性、という視点の芽生え
- データの公表とポジティブ・アクションの運用
  - ・3～5年間の経年データの公表はほぼ定着
  - ・男女別データを掲載する事項は、従業員や管理職の人数や割合だけではなく、新卒および中途での採用者数、平均賃金、平均勤続年数、育児・介護休業制度の利用率へ拡大
  - ・国内外の企業グループと、中核となる企業単体の両方を取り上げる場合もある
  - ・管理職や従業員の女性比率がほとんど改善していない企業もある  
例) 日産 カーライフアドバイザー（CA）6%、テクニカルアドバイザー（TA）12%
- ワーク・ライフ・バランスの促進
  - ・育児休業取得者の人数を公表する企業が大幅に増加し、ほぼ標準化

## (2) 課題

- 女性の活躍促進やダイバーシティの必要性は積極的に発信されるが、依然として実行につながらない。社員のキャリア発展への支援等の具体的な取組が実施されているかどうか、不明確である。
- 男性の育児・介護休業取得の実態が不明である。他方、取得期間別のデータを公表するところもある（ベルリッツ）。

## (3) 今後の展望

### ① WEPs 第4回会合の開催

2012年3月6日（火）08：30～20：00、於：SUNY グローバルセンター（米国）

#### プログラムの概要

- WEPs について行動する
  - セッション1：イノベーションとインクルージョン
  - セッション2：国レベルにおけるマルチ・ステークホルダーとの協働
- マトリックスを解明する：障害を克服して、透明性を増すために
- 企業の持続可能性に、ジェンダーを統合する
- リーダーシップのパイプラインを、ジェンダー平等と持続可能性の前進に移行させる
- 次の段階と結論

### ② 最近の国際文書による言及の増加

- UN Women 「戦略計画 2011-2013」（2011年6月）

2015年までに WEPs 署名企業を 500社にする（2013年までに 250社）
- 国連第2委員会「グローバル・パートナーシップ決議」（2011年12月1日）

国連グローバル・コンパクト・ローカル・ネットワークに対して、WEPs を推進するとともに、企業が職場、市場、地域におけるジェンダー平等を推進するためにさまざまな方法で WEPs を普及・啓発することを要請した（パラ 11）。
- グローバル CSR 会議 2011「ソウル宣言・行動計画」（2011年11月23日）

附属文書1「企業行動ステートメント（Corporate Action Statement）」にある 10項目の第1項めに「人権、WEPs」が盛り込まれた。

#### 1 人権、WEPs

我々は、国連の「人権の保護、尊重、救済フレームワーク」を尊重し、ビジネスにおける人権尊重の促進を決意する。女性の管理職比率を上げ、女性をより高い地位に昇進させることにより、女性のエンパワメント原則の推進を追求する。

### ③ 日本国内での推進

- 政府による情報提供
- GC-JN と UN Women 日本事務所（リエゾン・オフィス）の取り組み

## 利害関係者論からみた 国連グローバルコンパクトへの 取り組み

出見世 信之(明治大学)

1

## 利害関係者プロジェクト

- プロジェクトの目的は企業外部の課題事項を特定することと経営者に利用可能な理論を構築することである
- 企業などの依頼で、コンサルタント的な仕事をしながら、利害関係者を参加させた形での図書館の再設計を行ったり、ビール醸造会社の戦略の方向性を示すことなどの支援を行った
- 利害関係者の行動様式を見出す  
⇒利害関係者相互の協調行動は、企業の未来に影響を与え、企業は、利害関係者を直接的に操れない
- 経営の原則を確立する  
⇒利害関係者と協力関係を構築し、多様な利害関係者がかかわる課題事項を同時に取り扱う

5

## 報告の概要

1. はじめに
2. 利害関係者論
3. 企業と利害関係者との関係
4. 日本企業と国連グローバル・コンパクト
5. おわりに

2

## 『戦略経営』

- フリーマンは、『戦略経営』において、「どのように経営者は多様な利害関係者の要求が存在する世界において、よりよい意思決定を行うことができるのか」という、経営者にとってより実践的な問題を取り上げている
- 『戦略経営』での「利害関係者」という概念の使用は、経営の理論体系などに用いられるような抽象的なものではなく、経営の実践での活用を志向したものであったのである

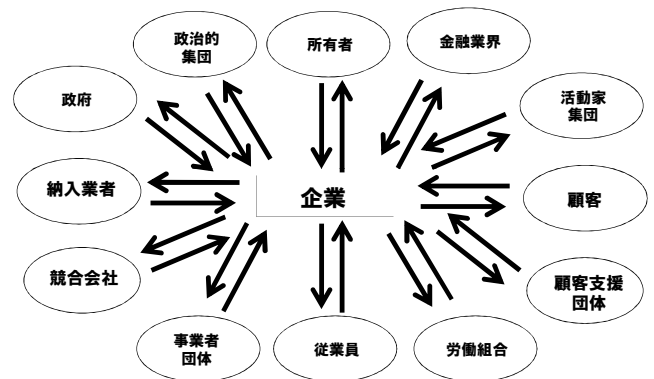
6

## はじめに

- 「ステークホルダー」や「ステイクホルダー」という用語は、経営学などの社会科学の領域で用いられているだけでなく、日本の企業社会においても定着し、企業統治に関する情報開示や個々の企業のCSR報告書などにおいて一般的に使われるようになってきている
- 本報告において、「利害関係者」は、「ステークホルダー」「ステイクホルダー」と表記されて広く用いられている用語と必ずしも同義ではない
- 本報告での利害関係者、利害関係者論は、フリーマン(Freeman, E.)の『戦略経営論』、フリーマンを共著者とする『利害関係者志向の経営』『利害関係者論』等の文献を参考にしている

3

## 利害関係者相関図



7

## 利害関係者論

- 1977年、ウォートン・スクールの「利害関係者プロジェクト」に研究者として参加する
- 1978年、「利害関係者との交渉」をチャランと共に発表する
- 1979年「事業活動に干渉するのは誰か」をエムシヨフと共に発表する
- 1984年『戦略経営：利害関係者アプローチ』を出版する
- 2007年『利害関係者志向の経営』を共著で出版
- 2010年『企業倫理』、『利害関係者論』を共著で出版

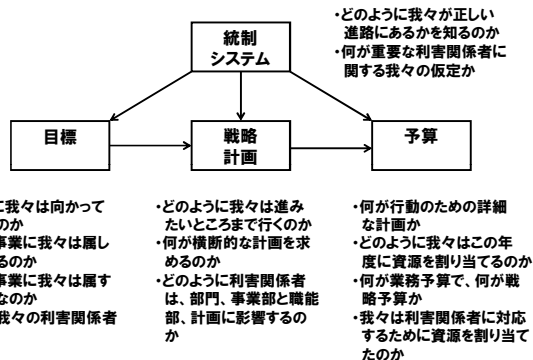
4

## 利害関係と権力による分類

利害関係	権力	公式/投票	経済	政治
正当な権利		株主 取締役 少数株主		反対意見のある株主
経済			債権保有者 顧客 労働組合	地方自治体 外国政府 消費者団体 労働組合
影響		政府 証券取引委員会 社外取締役	環境保護庁 労働安全衛生局	活動家集団 政府 事業者団体

出所：以下を参照にして筆者作成。  
Freeman, E., *Strategic Management: A Stakeholder Approach*, Pitman, 1984, p.63.

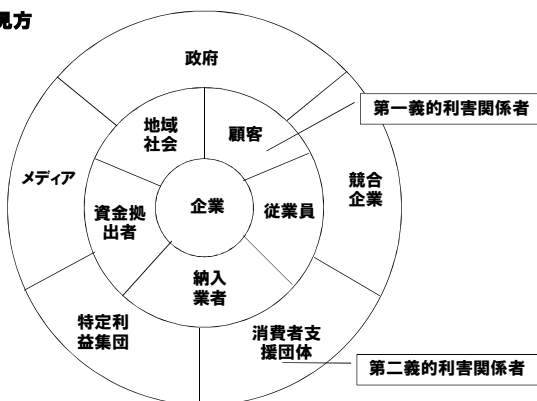
## 典型的戦略計画過程概念図



出所：以下を参照して筆者作成。  
Freeman, E., *Strategic Management: A Stakeholder Approach*, Pitman, 1984, p.69.

## 利害関係者とは何か

基本的な見方



13

## 『戦略経営』

1. 企業が置かれている状況を「乱気流の時代」と捉えて、外的環境が激しく変化する中で、企業が外的な社会勢力を分析できるモデルの構築を説く
2. 利害関係者経営の枠組みを示し、利害関係者相関図、利害関係と権力とによる利害関係者分類表や利害関係者経営能力を指摘する
3. 高い利害関係者能力のある組織は、多様な利害関係者とコミュニケーションをとり、厄介な問題を戦略策定過程に統合することなどを示唆する
4. 経営者は、「誰がその企業の利害関係者か」「その利害は何か」「その企業への要求の根源は何か」を理解する必要がある

10

## 『利害関係者論-その最先端』

1. 利害関係者論は、価値創造と取引、資本主義制度の倫理、経営者の思考様式を扱うことができる
2. 経営に関することと倫理に関することを分けて考える分離の誤謬を越え、この意思決定がなされたら、誰の価値が創造され、破壊されることになるのかなどが企業において決められていない問題を解決できる
3. 「人間について語ることに企業経営や倫理について語っても意味がない」などの統合命題を掲げ、価値判断の伴わない経済学と科学の名の下になされた多くの業績に異議を申し立てる
4. 自らの他者への影響に対する責任を受け入れるという責任の原則が分離の誤謬を回避するには必要になる

14

## 『利害関係者志向の経営』

1. 企業の活動は、様々な利害関係者との相互作用であり、企業はすべての利害関係者のための価値を創造することができる
2. 経営者が唯一の利害関係者集団の利益を最大化しようとする、その集団と他の集団の利益をトレードオフの関係とみなすことになり、すべての利害関係者のための価値を創造しようとしなくなる
3. 経営者は、企業にとって不快な批判であっても、それを事業に関する価値ある洞察やイノベーションの源泉と見ることが出来る
4. 利害関係者志向の経営は利害関係者について「株主」「顧客」などの集団として抽象化することなく、人間そのものとして見ることを求める

11

## 『利害関係者論-その最先端』

- フリードマン、ポーターなどの理論が利害関係者論の主要な理念と両立しうることを示唆する
- 株主の最大化には、持続的に利害関係者の関心を充たすことが必要になることから、経営者の責任は、株主の利益の最大化であるとするフリードマンの考えは利害関係者論と矛盾しないとする
- 企業は、利益を最大化するために、顧客が欲する製品とサービス、操業を維持する納入業者との堅実な関係、企業をより良いものにしよとする従業員、事業活動の繁栄を求めるコミュニティーが必要である
- ポーターとは、利害関係者との関係を価値連鎖の関係とみなすところに共通点がある

15

## 『利害関係者志向の経営』

1. 利害関係者の利益は、長期にわたって調和する
2. 利害関係者と共に行動し、その関係を政府に任せることなく、管理する
3. 多様な利害関係者を同時に満足させるように課題事項の解決する。
4. 長期にわたって継続して、ある者と他の者の利益をトレードオフにしない。
5. 利害関係者に積極的に関与する
6. 利害関係者との徹底した意思疎通と意見交換を行う
7. 利害関係者は、名前と顔と家族を持った生身の人間からなる
8. マーケティング的な接近方法を創出する
9. 第一義的利害関係者と第二義的利害関係者の双方と共創する
10. 絶えずプロセスを監視し、再設計する

12

## 『利害関係者論-その最先端』

1. 利害関係者協力の原則：価値が創造され、取引されるのは、利害関係者と企業が互いに自発的な協定を結び、共に必要と希望を充たしうるからである
2. 利害関係者共創の原則：企業は利害関係者と共創しなければならない
3. 利害関係者責任の原則：協定の当事者は自分たちの行動の結果に対する責任を進んで受け入れる
4. 複雑性の原則：人間は複雑な精神をもった生き物であり、多くの様々な価値観と視点から行動できる
5. 持続的創造の原則：制度としての企業は価値創造の源泉である
6. 競争発生原則：比較的自由な社会では、競争が発生し、それにより、利害関係者は選択できる

16

## 企業と利害関係者との関係

- 多くの企業が事業プロセスにおいて、利害関係者との関係を統制している
- しかし、たとえば、従業員教育が教育され、積極的に関与する労働力を生むこととして、従業員が選択した教育プログラムを支持し、従業員の行動を統制しようというよりも、従業員の自主性を尊重して成功につながる
- 多くの企業が、日々利害関係者集団と取引をしている
- そうした活動の中においても、利害関係者に対してより多くの価値を生み出すような、よりよい方法を求め、新しい製品やサービスを開発し、新しい生産方法や物流システムを構築したりする

17

## おわりに

- フリーマン等の利害関係者論は、「株主の利益か、利害関係者の利益か」というようなトレードオフに捉えるための議論ではない
- それは、「株主の利益も、他の利害関係者の利益も」実現するための思考様式や利害関係者への具体的対応などを提示する実践的なものである
- 国連グローバル・コンパクトは、その10の原則の遵守が注目される
- それは、個別の企業の遵守のみを内容とするものではなく、署名した企業や組織が地域ごとに展開するローカルネットワークを通じて、国際機関とともに、国連グローバル・コンパクトに取り組むことである

21

## 企業と利害関係者との関係

- 企業の事業活動に対して、批判的な意見を主張する利害関係者から、企業は意見を聞き、理解することにより事業活動における新たな価値の源泉にできる
- たとえば、「環境にやさしい」といわれるような製品は、そうした製品による環境への負荷に対する批判があったからこそ、開発される
- 経営者は「どのような事業活動を行いたいのか」「誰のための価値を創造したいのか」「社会の中で問題となっている課題事項は何か」を問い、その答えに対して指導的な役割を果たす
- 企業がすべての利害関係者のために価値創造を行うためには、どのようにして利害関係者の役に立つのかという視点が不可欠になる

18

## おわりに

- GCジャパン・ネットワークの活動は、これまで、日本企業があまり一緒に活動してこなかった、利害関係者と意見交換を行い、その関心事を知る機会となっている
- 利害関係者を理解することを中心に、国連グローバル・コンパクトに関する活動を通じて、利害関係者論が示す利害関係者に対する活動が行われているといえる
- 企業は、すべての利害関係者のための価値を創造することができるという、フリーマン等の利害関係者論の主張は、日本企業の一部の経営者の考えの中にも見られるようになっている
- 地球、環境、地域など、すべての利害関係者のことを考えながら、経営を行わなくてはならないとする経営者もいる

22

## 企業と利害関係者との関係

- 7つのテクニック
  1. 利害関係者の評価
  2. 利害関係者の行動分析
  3. より深いレベルでの利害関係者の理解
  4. 利害関係者戦略の評価
  5. 利害関係者に対する特定の戦略の展開
  6. 利害関係者との相互作用における新たな形態の創造
  7. 統合的な価値創造戦略の展開
- 利害関係者の利害を識別し利害関係者の行動を観察し、協調の可能性、抵抗の脅威の観点から分析する
- 利害関係者の行動から、変動的、防衛的、攻撃的、抑制的という4つの戦略を考え選択する
- 企業と利害関係者との関係は変化し、そこから新しい価値の源泉を見出し、すべての利害関係者のための価値を創造することに近づく

19

## 参考文献

- Freeman, E., *Strategic Management: A Stakeholder Approach*, Pitman, 1984.
- Freeman, E., Harrison, J., and Wicks, A., *Managing for Stakeholders: Survival, Reputation, and Success*, Yale University Press, 2007. (中村瑞穂他訳『利害関係者志向の経営—存続・世評・成功』白桃書房, 2010年。)
- Wicks, A., Freeman, E., Werhane, P., Martin, K., *Business Ethics: A Managerial Approach*, Prentice Hall, 2010.
- Freeman, E., Harrison, J., Wicks, A., Parmar, B., and Colle, S., *Stakeholder Theory*, Cambridge University Press, 2010.
- 小林喜光著『地球と共存する経営—MOS改革宣言』日本経済新聞出版社, 2011年。

23

## 日本企業と国連グローバル・コンパクト

- GCジャパン・ネットワークを通じて、参加企業は、国連事務総長との意見交換などを行っている
- 2008年より部会・分科会活動も行われ、アジアのサプライチェーン分科会、地球温暖化分科会、ケーススタディ分科会が設けられる
- 翌年以降、一部の分科会が再編される
- 部会・分科会活動に参加することにより、企業の実務者が他社の実践や学識経験者から学ぶことができる
- 参加者は、世界のGCネットワークと連携でき、CSRの考え方や取り組みについての情報交換や、業界を越えた問題解決の道筋も開くことができる

20

# 企業と人権に関する指導原則（Guiding Principle）における 国内人権機関の位置づけ

2012. 1. 29 山崎公士

## 1. 「企業と人権に関する指導原則」の概要 →【資料1】

- I. 国家の人権保護義務
- II. 企業の人権尊重責任
- III. 救済へのアクセス

## 2. 国内人権機関

・新しいタイプの人権救済機関としての「国内人権機関」が世界の120か国以上で設置され、機能している。

・ 「国内人権機関」とは、

- ① 人権保障のため機能する既存の国家機関とは別個の公的機関で、
- ② 憲法または法律を設置根拠とし、
- ③ 人権保障に関する法定された独自の権限をもち、
- ④ いかなる外部勢力からも干渉されない、独立性をもつ機関の総称である。

・裁判所などの司法機関とは異なる。人権委員会のように複数の個人で構成される型と、オンブズパーソンのように単独の個人で活動する型がある。オーストラリアの人権委員会やスウェーデンの国会オンブズマンなど。

・発展途上国では軍隊や警察の権力濫用による人権侵害が横行し、また先進国でもマイノリティに対する構造的・社会的差別が解消していない。こうした人権侵害や差別の被害者は、費用と時間がかかり、しかも手続が面倒な裁判を利用して救済を求めることはまれで、多くの場合泣き寝入りを強いられてきた。そこで冷戦後国際連合は、人権侵害の苦情について無料で相談を受け、迅速、簡単に救済をはかる、政府から独立した人権救済機関の設置を加盟国に働きかけ始めた。

1993年12月に国連総会は「国内人権機関の地位に関する原則（パリ原則）」を採択し、国内人権機関（以下「機関」）のあるべき姿を示した。

・機関の機能

- ①人権法制・状況に関する政府・議会への提言、②人権諸条約の批准や国内実施の促進、③人権諸条約上の政府報告書への意見表明、④国連人権関係機関などとの協力、⑤人権教育・研究プログラムの作成支援、⑥人権・差別撤廃の宣伝、などを例示する。

・機関の独立性

これらの機能を実施するため、機関の構成員は社会の多元性を反映するよう選出し、その任期は明確に定め、独立した財源をもつものとするなど、機関の独立性の確保策を示す。

・機関の活動

①苦情申立の検討、②意見の聴取、情報・文書の取得、③意見や勧告の公表、④人権の促進と保護に責任をもつ司法機関などとの協議、⑤人権NGOとの連携、などを掲げる。

・機関は司法機関ではない。しかし、パリ原則は、①調停による、または法に規定された制約の範囲内での拘束力のある決定による、友好的な解決の追求、②救済手段に関する申立者への情報提供、③法律の制限内での申立の聴聞、他機関への移送、④法律、規則、行政慣行の改正・改革の提案、など準司法的権限を機関は持てることも示している。

### 3. 指導原則における国内人権機関の位置 →【資料2】

・Ⅲ. 救済は、企業による人権侵害が起きた際の法的枠組みを示す。

・司法手続による救済と準司法手続による救済を想定。

・国内人権機関は人権侵害された者を実効的に救済する準司法手続を担う重要な機関と位置づける。

### 4. 評価

4-1. 国内人権機関国際調整委員会 (International Coordinating Committee of National Human Rights Institutions<sup>\*1</sup>; ICC)

・ICCは「企業と人権作業グループ」を2009年に設置。

・2010年10月、スコットランド・エジンバラで、「企業と人権：国内人権機関の役割とは？」を開催。以下の「エジンバラ宣言」を採択。

para.6 国連人権理事会の企業と人権への継続的関与（特に、国連特別代表を通じた）を歓迎。「保護、尊重、救済」枠組みに示される人権と救済を利用する被害者の権利に関する

---

\*1 ICCは国内人権機関の国際的なアンブレラ組織。人権理事会の決定により国内人権機関を認証する権限を付与されている。

ICCは、パリ原則に準拠した国内人権機関にはA資格（留保付き認定の場合はA(R)資格）を、パリ原則に十分に準拠していないか認証決定のため十分な情報を提供していない国内人権機関についてはB資格（オブザーバー資格）を、またパリ原則に準拠していない国内人権機関にはC資格を、それぞれ認定できる。

る国家と企業の適切な役割と責任がより理解され、明確になることを歓迎。

para.7 特別代表による「保護、尊重、救済」枠組みを実施する指導原則の発展を歓迎。

#### 4-2. アジア・太平洋国内人権機関フォーラム (APF)

・2011年10月11-13日、ソウルでの「企業と人権に関する地域会議」で以下の声明を採択。

para.5 政府、企業、市民社会および国内人権機関代表は、「保護、尊重、救済」枠組みと指導原則の重要性を強調。企業の人権遵守等を進める上での国内人権機関の基本的役割を確認。

#### 4-3. 国連人権理事会

・2011年6月15日の決議 A/HRC/17/L.17/Rev.1 で、「パリ原則に準拠し設置された国内人権機関の企業と人権に関する重要な役割を歓迎」

## 【資料1】

### Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations “Protect, Respect and Remedy” Framework, U.N. Doc. A/HRC/17/31 (21 March 2011)

〔目次〕

一般原則

#### I. 国家の人権保護義務

A. 基本原則 (paras.1-2)

B. 運用上の原則 (paras.3-10)

一般的な国家による規律・政策機能

国家と企業の結合体

紛争地域における企業の人権尊重支援

政策一貫性の確保

#### II. 企業の人権尊重責任

A. 基本原則 (paras.11-15)

B. 運用上の原則 (paras.16-24)

方針策定による（人権尊重の）約束

人権に関する相当の注意(Due diligence)

修復(Remediation)

共通する論点(Issues of context)

#### III. 救済へのアクセス

A. 基本原則 (pars.25)

B. 運用上の原則 (paras.26-31)

国家の司法メカニズム

国家の非司法的苦情申立てメカニズム(State-based non-judicial grievance mechanisms)

非司法的苦情申立てメカニズムに関する実効性の判断基準

## 【資料2】

### Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations “Protect, Respect and Remedy” Framework,

U.N. Doc. A/HRC/17/31 (21 March 2011) における

国内人権機関(national human rights institutions)への言及箇所 (抄)

序

para.7 本枠組み(Framework)は、各国政府、企業・企業団体、市民社会、労働組合、**国内人権機関**および投資家によって支持され、援用されてきた。

para.12 本枠組み形成過程で、人権理事会代表、企業・企業団体、市民社会グループ、ならびに**国内人権機関国際調整委員会**(International Coordinating Committee of National Human Rights Institutions)と協議した。

para.3 パリ原則に準拠した国内人権機関は、人権義務の履行に向けた国内法整備に関し国家を支援し、企業など非国家アクターに人権指針を提供するなど、重要な役割を持つ。

para.25 国家による苦情申立てとしては、国家機関によるものと憲法または法律にもとづく独立機関によるものがある。・・・具体的には、裁判所、労働審判所、国内人権機関、OECD の多国籍企業ガイドラインにもとづく国内コンタクトポイント、オンブズパーソン等。

para.27 国家は、企業が関連する人権侵害にかかる救済に関する総合的制度の一部として、司法制度と並行して、実効的で適切な非司法的苦情申立てメカニズムを提供しなければならない。

注釈

この点で、国内人権機関の役割は特に重要である。

## 「知る権利の世界的動向と日本の課題」

<はじめに>

東日本大震災および原発事故における政府・企業による情報の隠ぺい

→知る権利の重要性

<知る権利の世界的動向>

—国際的動向—

1948年世界人権宣言

「第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。」

1966年 市民的及び政治的権利に関する国際規約

「第十九条

2 すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。」

1992 国連環境開発会議環境と開発に関するリオ宣言

「第10原則

環境問題は、それぞれのレベルで、関心のある全ての市民が参加することにより最も適切に扱われる。国内レベルでは、各個人が、有害物質や地域社会における活動の情報を含め、公共機関が有している環境関連情報を適切に入手し、そして、意志決定過程に参加する機会を有しなくてはならない。各国は、情報を広く行き渡らせることにより、国民の啓発と参加を促進しかつ奨励しなくてはならない。賠償、救済を含む司法及び行政手続きへの効果的なアクセスが与えられなければならない。」<sup>1</sup>

---

<sup>1</sup> 国連環境開発会議（地球サミット：1992年、リオ・デ・ジャネイロ）環境と開発に関するリオ宣言 [http://www.env.go.jp/council/21kankyo-k/y210-02/ref\\_05\\_1.pdf](http://www.env.go.jp/council/21kankyo-k/y210-02/ref_05_1.pdf)

オーフス条約

1998年 環境に関する、情報へのアクセス、意思決定における公衆参画、司法へのアクセスに関する条約（オーフス条約）<sup>2</sup>

—各国の動向—

スウェーデン

1766年法政府情報へのアクセス→憲法の一部

アメリカ

1986年「スーパーファンド修正および再授權法」第3編「緊急対処計画と地域住民の知る権利法」The Emergency Planning and Community Right-to-Know Act of 1986; EPCRA) →「地域住民の知る権利法にもとづく有害化学物質放出目録」TRI: Toxics Release Inventory)

1990年「汚染防止法 Pollution Prevention Act of 1990」

企業に対し、有害物質削減とリサイクルの義務付け＝(the Toxic Chemical Source Reduction and Recycling Report) 提出義務。

以後、「知る権利法 ‘Right-to-know’ laws」は、25の州とカナダで立法化。

フランス

2004年環境憲章→2005年憲法

「第6条 公共政策は、持続可能な発展を促進しなければならない。この目的のため、公共政策は、環境の保護ならびに開発、経済発展、社会の進歩を調整する。

第7条 何人も、法律により定められる条件ならびに限界において、公共機関が保持する環境に関する情報にアクセスし、環境に影響を及ぼす公的決定の策定に参加する権利を有する。

第8条 環境に関する教育ならびに育成は、本憲章に定められた権利義務の行使に貢献しなければならない。」

—ヨーロッパ人権裁判所判例の動向—

ヨーロッパ人権条約

---

<sup>2</sup> オーフス条約を日本で実現するNGOネットワーク（オーフスネット）  
<http://www.aarhusjapan.org/> 第二東京弁護士会「環境法研究会」

「第八条（私生活及び家庭生活の尊重についての権利）

- 1 すべての者は、その私的及び家庭生活、住居及び通信の権利を有する。
- 2 この権利の行使については、法律の基づき、かつ国の安全、公共の安全若しくは国の経済的福利のため、また、無秩序若しくは犯罪防止のため、健康若しくは道徳の保護のため、又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社会において必要なもの以外のいかなる公の機関による干渉もあってはならない。」<sup>3</sup>

#### Lopez Ostra v. Spain 1994

「民間廃棄物処理施設からの汚染と私生活・家族生活を保護する国の積極的義務」<sup>4</sup>

→8条違反→情報アクセス問題はなし。

#### Guerra v. Italy 1998

民間化学肥料工場における環境情報、すなわち、事故の危険性および事故発生時の対処方法を当局が住民に知らせなかったことは、8条違反。

「第二条（生命に対する権利）

- 1 すべての者の生命に対する権利は、法律によって保護される、何人も、故意にその生命を奪われない。ただし、法律で死刑を定める犯罪について有罪の判決の後に裁判所の刑の言い渡しを執行する場合は、この限りでない。
- 2 生命の略奪は、それが次の目的のために絶対に必要な、力の行使の結果であるときは、本条に違反して行われたものとみなされない。
  - (a) 不法な暴力から人を守るため
  - (b) 合法的な逮捕を行い又は合法的に抑留した者の逃亡を防ぐため
  - (c) 暴力又は反乱を鎮圧するために合法的にとって行為のため」<sup>5</sup>

#### Öneryıldız v. Turkey 2004

ゴミ捨て場周辺のスラムに無許可で住む住民に爆発の危険性を知らせなかったこと、さらに、たとえ、知らせても予防措置を取らなかったことは、2条（生命権）違反。

<日本の課題>

1993年 環境基本法 →「人権」なし

「(情報の提供)

---

<sup>3</sup> 「ベーシック条約集」 第2版 東信堂

<sup>4</sup> 戸波 江二他編『ヨーロッパ人権裁判所の判例』信山社、2008、333頁。

<sup>5</sup> 「ベーシック条約集」 第2版 東信堂

第二十七条 国は、第二十五条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。」

1995年3月、行政情報公開部会

「行政改革委員会の専門部会として設置され、情報公開法の原案となった「情報公開法要綱案」と「情報公開法要綱案の考え方」を1996年11月に発表した。1996年12月に要綱案を行政改革委員会が首相に意見具申し、その後1997年度中の法案提出が閣議決定された。」<sup>6</sup>

情報公開法要綱案の考え方

「(2)「知る権利」について

「知る権利」という言葉を、情報公開法の目的規定の中に明示的に書き込むべきであるかについても検討した。たしかに、我が国における情報公開法の制定に関する議論の中で、「知る権利」という言葉は、国民の情報公開法制に対する関心を高め、その制度化を推進する役割を果たしてきたところである。しかしながら、法律の条文の中でその言葉を用いることが適当であるかどうかは、法律問題として別に検討する必要がある。

「知る権利」については、憲法学上、国民主権の理念を背景に、表現の自由を定めた憲法第21条に根拠付けて主張されることが多い。この主張は、表現の自由は、国民が広く思想や情報を伝達し、またそれを受け取る自由のみならず、政府が保有する情報の開示を求める権利（政府情報開示請求権）をも含むという理解であり、この場合、後者が特に「知る権利」と呼ばれている。このような理解に立つ場合でも、「知る権利」は基本的には抽象的な権利であるにとどまり、法律による制度化を待って具体的な権利となるという見解が有力である。

しかし、憲法第21条の保障する表現の自由はあくまで自由権であってそのような請求権的なものは含まないという見解がある一方、「知る権利」をより広く自己情報の開示請求権を含めて考えたり、「知る権利」は憲法上既に具体的な内容をもって存在する権利であるとする見解もある。また、最高裁判所の判例においては、請求権的な権利としての「知る権利」は認知されるに至っていない。

このように、「知る権利」という概念については、多くの理解の仕方があるのが現状である。

---

<sup>6</sup> 行政情報公開部会

<http://homepage1.nifty.com/clearinghouse/johokokaiho/bukai/contents.html>, (2012年1月27日アクセス)

上記のような理由から、本要綱案では、情報公開法の目的規定に「知る権利」という言葉を用いることはしなかったが、1（1）に述べたとおり、「国民主権の理念にのっとり」という表現によって、憲法の理念を踏まえて充実した情報公開制度の確立を目指していることを明確にしておきたい。」

<おわりに>

## 国連GCが東アジア地域の消費者保護分野で果たす役割の可能性について

細川幸一

### ミッション

アジア、特に東アジア地域の消費者政策を調査し、国連 GC がこの分野で果たす役割あるいはその可能性について検証する。

### 研究成果

#### 今までの公表物

- ① 「人権としての消費者の権利」法政大学出版会『グローバル・コンパクトの新展開』
- ② 「台湾の消費者保護法による約款規制の現状と日本への示唆」民事法研究会『現代消費者法』2011年9月号
- ③ 「韓国における消費者政策と消費者運動」民事法研究会『消費者取引と法 ― 津谷裕貴弁護士追悼論文集』（2011年10月）

#### 今後の公表予定

- ① 「台湾におけるCSRの現状」（郭秋梅との共著、掲載未定）
- ② 「国連GCと消費者保護～東アジア地域における現状と課題を中心として～」(掲載未定)

参 照：国連GC原則1「企業はその影響の及び範囲内で国際的に宣言されている人権の擁護を支持し、尊重する」における『消費者』の記述（抜粋）

「グローバルな情報にアクセスできるということは、消費者はその商品がどこから来て、どのような状態のもとで生産されたかについて知る機会が増えることを意味する。人権問題が発生する前に、人権状況の改善を図るプロアクティブなアプローチを採ることによって、消費者グループや利害関係のあるグループから、企業に不利な宣伝をされるという危険を軽減することができる。」

「コミュニケーション技術の進歩によって、世界中の消費者はグローバルな事業を進める企業の実態について、より良く知ることができるようになった。人権問題に積極的に取り組むことによって、地域の共同体において事業を成功させることができるばかりか、より幅広いグローバルなレベルで一般の人々の支持を得ることができる。」

「○地域社会の経済生活を保護する。○公共の討論に参加する。企業は事業を営む国の政府とあらゆるレベルで互いに影響しあう。したがって、企業はその事業、労働者、消費者、それに企業もその一員である地域社会に影響を及ぼす問題について、自身の見解を表明する権利と責任を持つ。」

## GC原則1 全文

### ■ 企業にとって人権はなぜ重要か

人権についての責任は政府や国家にだけあるのではない。人権問題は個人と個人が作る組織の双方にとって重要である。グローバル・コンパクトに対するコミットメントの一環として、ビジネス社会には職場において、またより広い意味でその影響の及ぶ範囲において人権を擁護する責任がある。責任を持って行動することが道義的にますます避けられなくなってきた。このことは、人権擁護を推進することは企業の業績を向上させようとの認識があるからである。

企業が人権問題に取り組みなければならない理由としては、以下のことがあげられよう。

#### ◎ 国内法および国際法の順守

企業は、最低限、その事業を営む国で適用される法的原則に反しない方法で事業を進めるように努力しなければならない。多国籍企業が国外で、利益のみを追求する慣行に対して、訴訟を検討する傾向が強まっている。

#### ◎ 法の支配の促進

国外で事業を進める企業は、人権問題に対する支持や実施が十分でない場合、その国で人権擁護活動を進め、人権基準を引き上げる機会を持つと言えよう。人権が尊重されるような社会はより安定しており、ビジネス環境が優れている。

#### ◎ 消費者がもつ懸念の解消

グローバルな情報にアクセスできるということは、消費者はその商品がどこから来て、どのような状態のもとで生産されたかについて知る機会が増えることを意味する。人権問題が発生する前に、人権状況の改善を図るプロアクティブなアプローチを採ることによって、消費者グループや利害関係のあるグループから、企業に不利な宣伝をされるという危険を軽減することができる。

#### ◎ サプライ・チェーン・マネジメント

グローバルな規模で原材料を調達し、製造するということは、企業が上流、下流の双方の潜在的な人権問題について十分に認識する必要があるということの意味する。人権に関する最善の慣行を促進することによって、企業は適切なビジネス・パートナーを選ぶことができよう。

#### ◎ 労働者の生産性の向上とその維持

労働者が尊厳を持って処遇され、その労働に対して公平かつ公正な報酬を与えられると、生産性が向上し、雇用者に対する忠誠心が高まることが多い。新規採用者はその就職活動の際に、企業が社会や環境にどのような貢献を行ってきたかを考慮することが多くなっている。

#### ◎ 地域社会との良い関係の構築

コミュニケーション技術の進歩によって、世界中の消費者はグローバルな事業を進める企業の実態について、より良く知ることができるようになった。人権問題に積極的に取り組むことによって、地域の共同体において事業を成功させることができるばかりか、より幅広いグローバルなレベルで一般の人々の支持を得ることができる。

人権を企業の政策や文化の中に取り込む

最初になすべきことは、たとえば世界人権宣言への言及をするなど、企業内の個人が人権問題についての理解を深めることである。同時に、事業展開を行っている国の現行の法律を尊重するとともに、地域の文化によって、これらの法律がどのように異なるかを明らかにすることが必要である。同じく重要なことは、人権の尊重を企業の中心的な価値観と文化に根付かせることである。

人権政策を策定し、実施するにあたっては、適切なガイドラインをすべて考慮に入れるとともに、可能であれば、関連のステークホルダー・グループと協議を行い、その提案や意見を取り入れるべきである。

人権をどのように企業政策の中に取り入れるかについては、以下のような方法がある。

- ・ 人権を支援する企業政策や戦略を作成させる。
- ・ 健全かつ安全な管理システムを作成させる。
- ・ 人権問題とそれがビジネスに及ぼす影響について社員研修を行う。

- ・人権に関連する社内政策について社員研修を実施する。
- ・企業活動が人権に与える影響を評価し、それを定期的に再検討する。
- ・企業活動が人権に及ぼす影響について影響を受けるグループと話し合う。
- ・労働者およびその代表との協議のもとに労働条件を改善する。

最後に、企業が日常の活動を通していかに人権を保障することができかについては、以下のように多くの事例を挙げる  
ことができる。

(a) 職場において

- ・安全かつ健全な労働条件を提供する。
- ・結社の自由を保障する。
- ・人事において差別的慣行を排除する。
- ・直接、間接を問わず、強制労働もしくは児童労働を使用しない。
- ・他の機関によって提供されていない場合、労働者とその家族が基本的な健康、教育、住宅へアクセスできるようにする。

(b) 地域社会において

- ・個人、集団または地域社会の強制的な移住を防止する。

・地域社会の経済生活を保護する。

・公共の討論に参加する。企業は事業を営む国の政府とあらゆるレベルで互いに影響しあう。したがって、企業はその事業、労働者、消費者、それに企業もその一員である地域社会に影響を及ぼす問題について、自身の見解を表明する権利と責任を持つ。

(c) 最後に、もし企業がその事業を守るために警備に関するサービスを利用する場合は、武力行使に関する既存の国際的なガイドラインや基準を尊重しなければならない。

2012年1月29日

## 石油、電力、ガス三業界の防災対策の概要と評価

梅田 徹、毛利勝彦、江橋 崇

次に、「災害と CSR」について議論するためにわれわれが取り上げたもう一つのテーマ、すなわち実際に発生した今時の震災に際して企業はどのように行動し、あるいは行動しようとしていたのか、さらには、震災を含む危機に備えて企業がどのような対策を講じてきたのか、どのような策を講じるべきなのか、について検討を加える。

企業の危機対策と言っても幅が広く、全般的な議論をしても論点が拡散するか、視点が暈けるかのいずれかになる。そこで、われわれは、具体的に公益事業の対策に焦点を絞って情報を収集し、分析を試みることにした。分析の対象として選び出したのは、電力業界、ガス業界、石油業界の公益三事業である。それぞれの業界の特性を踏まえながら、震災対応の特徴を探り出す一方で、他の業界に対する教訓として引き出すものがあるかどうかの主たる関心を絞った。

完全な自由化を実現している石油業界を別として、電力とガスの公益事業は、その事業特性から、長い間、公的な規制下におかれる一方で、地域的独占を認められてきた。しかしながら、近年では規制緩和のうねりの中で段階的に自由化する方向に一歩足を踏み出している。自由化や規制緩和政策が防災対策にどのような影響を与えたのか、あるいは与えなかったのか、にも関心を向ける必要がある。クラインがテーマとして描いた「災害資本主義」はまさに、新自由主義経済学理論に基づいていくつかの国に適用された市場の自由化や規制緩和は、適用された国にとってはそれ自身が「災難」となったことが思い起こされる。

また、電力、ガス、石油の三業界は、社会（「非市場」）に対する大きなリスク要因を抱えている。それは、今回の東京電力福島原発の例を見るまでもない。とりわけ、今回の震災を機に、原子力発電所をはじめとする発電施設やエネルギー貯蔵施設の耐震性に対する市民や住民の関心はこれまで以上に高まった。そのことは、公益事業が「市場」だけでなく「非市場」にまで照準を広げる必要性があることを示している。

企業としての災害に対する備えは、単に市場における販売促進顧客獲得、競争力強化以上の意味を有する。それは、社会（「非市場」）に対して被災、ならびに被災起源の損害からの保護を提供する意味をも持ち合わせている。実際、送電線や導管網の全国に張り巡らされている事実は、市場のみならず、「非市場」にとっても大きなリスク要因になる。ライフラインへの依存度を高めた社会が災害時に脆弱になりうるからである。このことは、災害時のライフライン復旧が優先して行われなければならない背景を構成する。

こうした問題意識の下、情報収集、分析を進めつつ、一方で、「災害ユートピアと災害資本主義」の対照を基礎に再構成した分析枠組を適宜、参照しながら、われわれが評価する企業ないし業界の実践を提示することにした。

## 1. 石油業界

### (1) 石油業界と調査の対象

一般的には石油連盟に加盟する石油精製元売り会社のことを指して、「石油業界」という。石油連盟には 19 社が加盟しているが、本報告では、このうち主要な元売り会社 10 社を調査対象とした。すなわち、新日本石油、エクソンモービル、昭和シェル石油、出光興産、コスモ石油、ジャパンエナジー（新日鉱ホールディングス傘下の事業会社）、東燃ゼネラル石油（資本提携によりエクソンモービルが支配する関係にある）、キグナス石油、太陽石油、三井石油の 10 社である。このうち、エクソンモービル、昭和シェル石油、東燃ゼネラル石油の 3 社は欧米メジャーと資本関係にあり、「外資系元売り」として括り、その他の 7 社は「民族系元売り」として括られる。昭和シェル石油、出光興産、コスモ石油の 3 社は上場企業である。

### (2) 過去事故

石油関連産業に関連する大きな災害は、これまでに多数発生してきた。1964 年 6 月の新潟地震では、昭和石油新潟製油所の原油タンク 5 基で火災が発生し、タンクおよびタンクヤードが一面炎に包まれ、施設機能に損害が及んだ。その火災は 2 週間近くにわたって燃え続け、近隣の民家 280 棟以上を全焼するという大きな被害を出した。スロッシング現象が直接の火災発生原因であるとされたが、同時に地震による液状化現象が発生し、これによる建物、施設への被害が引き起こされたとも言われる。この災害事故は、「地震災害における液状化が大きく注目された最初の事例」であるみなされている。また、耐震構造の不備等が指摘されたこともあって、その事故はその後の施設の耐震性を強化するきっかけも作った。

1973 年には山口県の出光石油化学徳山工場において爆発火災事故が、また翌 1974 年には岡山県倉敷市の水島コンビナート（三菱石油水島製油所）において重油流出事故が発生した。これらの事故災害の発生は、国をして原油タンクの安全基準の強化を図る方向に向かわせた。その結果、1976 年には「石油コンビナート等災害防止法」が制定されたほか、翌 77 年には、「改正消防法」により屋外タンクの耐震基準が強化された。基準は強化されたものの、それ以前に建造された施設の改修には多大な費用がかかるといった理由から改修が進まなかった。1996 年の自治省令「危険物施設の地震対策について」によって、耐震基準を満たしていない施設の改修の猶予期間が延長されたことが追い打ちをかけた。2002 年に消防庁が行った調査では、基準強化前に建造されたタンクの 75%以上が耐震診断や補強を終えていなかったことが判明した。後知恵的には、猶予期間を延長した政府の判断が適切であったのかどうか疑問である。「公的権威」の果たすべき役割との関係において問題提起しておきたい。2003 年に発生した十勝沖地震に際しては、出光興産北海道製油所の原油

タンクから火災が発生する事故が起こった。消火活動は困難を極め、鎮火までに二昼夜を要したこの火災の原因も、スロッシング現象によるものであることがわかっている。もっとも、この火災事故については、改修の遅延是認と直接的な関連性があるかどうかはわからない。

### (3) 東日本大震災による被害の状況

今回の東日本大震災においても石油関連の施設でスロッシング現象による被害が発生した。消防研究センターの調査によると、震源に近い太平洋側では地盤の液状化は発生したが、長周期地震動によるスロッシングは小さく、浮き屋根の顕著な被害は見られなかったのに対し、日本海側や東京湾岸の石油コンビナートにおいてはスロッシングによる浮き屋根に関連する破損、デッキ割れ等の被害によりデッキ上に油が流出するケースが多く発生したという。

石油関連施設に関わる惨事としては宮城県気仙沼市の火災は、規模が大きかった。港湾地域にあった重油タンクが 22 基転倒・破裂したために流出した重油に火がつき、大規模な火災につながった。タンクの中には漁業協同組合や JR のタンクとともに備蓄タンクがあり、それらが軒並み流出したことが火災の遠因であったと考えられている。これらのタンクの安全性対策にどのような措置が施されていたのか、気になるところである。タンクの破損や火災の原因等を究明するための調査としては、研究機関が行った研究調査報告が出されているが、石油タンク操業企業による調査報告はなされていない。

東京湾岸地域では、千葉縣市川市のコスモ石油千葉製油所において火災爆発事故が発生した。液化石油ガスタンクの支柱が座屈し、タンク本体が倒壊して配管を破断したため、そこから液化石油ガスが漏洩・着火し、次々と隣接するタンクが爆発し、延焼・拡大していったことが確認されている。この火災爆発事故については、コスモ石油は、事故に関する情報を開示したほか、数ヶ月後には、事故の概要、被害状況、原因、再発防止等をまとめた分析と報告を自社のホームページ上で行った。支柱座屈の原因についても、タンクそのものは耐震基準を満たしていたが、本来はガスを貯蔵するはずのタンクに、検査目的でガスよりも比重の重い水を注入し満水状態にしていたために支柱が重さに耐えられなかったことがわかっている。同社は、「地震が発生した場合の潜在リスクに関わる認識が不十分」であったことを認めている。こうした事故対応は高く評価されるべきである。また、近隣コミュニティへの信頼性を再構築することにも貢献するはずである。今回の経験は発生しうる災害の規模に関する判断の妥当性ととも、災害防止の水準の妥当性についても再検討を迫ったことは間違いない。

### (4) 防災情報の開示状況

われわれは、元売り各社がウェブサイトまたは CSR 報告書において防災活動に関する情報をどこまで開示しているかに注目し調査を行った。その評価としては、石油元売り大手各社による防災情報開示の実践は「ミックス」であると言わざるを得ない。グッド・プラ

クティスに該当する事例としては、たとえば、出光興産は、2006年度にリスクマネジメント首都直下型地震対応の事業継続計画を作成した。また、2007年度からは、本社総合防災訓練を実施し、「非常用カード」「地震ハンドブック家庭版」を全従業員に配布するなどしている。また、同社の製油所では、「環境管理基準」「非常措置基準」に基づく手順を確立し、定期的に訓練を行っている。近隣の他社の事業所との間においては、大規模な災害発生に備えて、相互応援協定等により応援・協力ができるよう取り決めている。コスモ石油では、「安全文化構築にむけての取り組み」を掲げ、全社を挙げて「ゼロ災活動」に取り組んでいる。安全成績に関わる情報開示項目の中に操業事故に関する情報を含めて開示する姿勢をとっているほか、安全査察をも実施している。

総じて民族系元売り各社が相対的に熱心に防災対策に取り組み、防災関連の情報を公表しているのに対し、外資系元売りによる防災に関する情報の開示は限られている。エクソンモービルは、HP上で、『「良き企業市民」としての取り組み』（『2009 Corporate Citizenship Report』ダイジェスト版）を公表している。エクソンモービル本体の取り組みとエクソンモービル・ジャパンの取り組みを記載する、この40ページの冊子の中で、「安全・健康・職場環境」の柱があるものの、防災に関する関心がいっさい払われていない。また、エクソンモービルと資本提携関係にある東燃ゼネラル石油についても、「よき企業市民として」のバナーを掲げるものの、詳細情報をクリックすると出てくるのはエクソンモービルの先の冊子（PDF）である。これは、この規模（東燃ゼネラル石油は、東証1部上場、従業員数（連結）2178人、エクソンモービルは非上場、従業員数770人）の会社で、しかも「よき企業市民」を謳いながら防災に関する関心をほとんど払っていないとはどういうことであろうか。

もっとも、東燃ゼネラル石油の本社ウェブサイトの最初のページにある「FOCUS」という特集をクリックすると、同社川崎工場の「安全操業に向けた取り組み」と題されたページが出てくる。ここでは、「安全は企業の価値を高める」という考え方の下、同工場が、事業活動における最優先事項と確信している「環境、安全、健康に対する徹底的な取り組み」が紹介され、「安全フィルター」や「安全ピラミッド」を図解説明し、「世界のエクソンモービル・グループの中でもトップクラスの安全操業を達成してきた」ことを誇っている。就中、大規模地震対策としては、「地下水位低下工法」（スラリーウォール工法）を取り入れるなど、液状化対策を講じていること、大型タンク周辺の護岸補強工事を進めていることなどの記載は注目に値する。一工場レベルでこれだけの取り組みを行っていることから判断すれば、会社全体としてもそれなりの方針と対策を備えていると判断される。

ただし、外資系元売り会社の取り組みはすべて評価できないと言っているのではない。外資系の中でも、昭和シェル石油の取り組み、情報開示は指摘する価値がある。昭和シェル石油は、地震、新型インフルエンザ等に対応するために危機管理計画事業継続計画を策定しているほか、「健康、安全、危機管理及び環境保全に関する基本方針」を定めている。健康、安全、危機管理、環境保全の4要素を「HSSE」と称し、HSSEに関わるリスクが包

括的に管理する仕組みがある。前年度の HSSE パフォーマンス分析を基礎に「HSSE 重点戦略」を立案しているほか、現場ごとで潜在的な危険要因や環境負荷要因の全て洗い出し、リスクの影響度評価を実施している。HSSE 委員会の下には分野ごとに専門委員会が、事業所ごとに委員会・会議体が設置されている。製油所関連では、危機管理の一環として災害を想定した総合防災訓練、火災に備えた実火訓練も実施している。また、『サステイナビリティ・レポート 2011』では、東日本大震災に対する昭和シェルグループの対応（生産、配送、そのたの支援）がまとめられている。各種の被災地支援については、業界単位での組織的なものというよりも、同社グループが単独で行ったものであるように思われる。

## 2. ガス業界

### (1) ガス業界と調査の対象

国内ガス市場は、主として天然ガスを供給する都市ガス事業と石油系の液化石油（LP）ガス事業がほぼ半分ずつを分け合う。しかし、業界の構造は複雑で、外部者からはわかりにくい。ガス事業法の下では、供給区域内の需要家に対して導管を通じて都市ガスを供給する企業は「一般ガス事業者」と呼ばれ、簡易なガス発生設備を用いて団地等の供給地点群の需要家に導管を通じて LP ガスを供給する「簡易ガス事業者」から区別されている。一般ガス事業者の数は 210 余（そのうちの約 4 分の 1 は自治体等が運営する公営企業）、簡易ガス事業者の数は 1600 を越える。いずれもガス事業法の下で供給義務を負い、料金は認可制になっている一方、大口供給事業についてのみ自由化され、電力会社等が大口供給事業に参入している。LP ガス事業については、「液化石油ガス法」の下で自由化されており、LP ガスの元売り市場には商社や石油会社が参入している。LP ガス事業数は 23000 余にのぼる。

すべてを対象にできないため、本報告では主として対象を一般ガス事業者、中でも特に規模が大きい大手ガス会社（東京ガス、東邦ガス、大阪ガスの 3 社）に絞る。

### (2) 防災情報の開示状況

大手ガス企業の災害に対する取り組みは評価に値するものと判断される。少なくとも今回の調査の対象とした 3 業界のうちでは最も進んでいることは間違いない。情報開示も積極的に行われている。地下に張り巡らされているガス導管網に関する安全性確保の必要、消費者（ガス受給者）に対する安全性啓発の必要性があることなどがその背景にあると思われる。技術革新が保安に貢献している側面もさることながら、業界全体の中、また企業組織の中に「防災文化」ともいべきものがしっかりと根を下ろしているという印象を受ける。

とりわけ、ガス業界の地震に対する対策や対応は注目すべきである。各社とも、災害に

関する「予防」「緊急」「復旧」の3段階、ないし「製造」「供給」「消費」の3段階における対策や対応を詳細に公表している。たとえば、製造、貯蔵施設等の工場設備の耐震性強化、耐震性と耐久性に優れたポリエチレン製のガス導管の採用、強固な地盤に設置された減衰装置付きのガスホルダー、遠隔操作可能な緊急遮断装置が設置された供給網、安全装置付きのガスメーター等の設備関係の充実のほか、平常時における事業継続計画（BCP）の策定、防災訓練の実施、資機材の備蓄などの行動や備えなどから、業界全体の地震に対する構え、防災に対する意識の高さが窺われる。

ガス貯蔵施設を抱えているのはガス業界に限られない。石油業界、電力業界でもガス貯蔵施設を保有している。震災後コスモ石油千葉製油所で発生した火災爆発事故は液化石油ガスタンクの支柱座屈が原因であった。石油業界、電力業界においてもガス貯蔵施設の耐震性には、当然、注意を払っているものと考えられるが、公開されている情報に目を向ける限りでは、そのあたりの対応状況は見えてこない。

大手ガス各社はどこも、武力紛争非常事態を想定した「国民保護業務計画」を策定し公表している。この計画は、2004年に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」の制定を受けて、電力とガス等の公益法人を含む指定公共機関が策定することになったものである。ガス業界以外の公益事業業界においてもおそらく策定はされているのであろう。しかし、公表しているところはほとんどない。

大手ガス3社は、この計画とは別に、「災害対策基本法」、「大規模地震対策特別措置法」等の下で策定が規定された「防災業務計画」も外部に公表している。東京ガスでは、ガス施設の災害予防措置に関する事項として、風水害や地震対策が規定されているほか、地震対策の中では「津波が発生する場合」のガス製造設備、ガス供給設備に関わる巡視点検、作業の中断といった詳細な行動まで規定されている。東邦ガス、関西ガスでは、「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」が規定されている。東京ガスでは、このほか、地震防災に関する啓発用に2種類の一般向けパンフレットを作成している。

### (3) 東日本大震災による被害の状況

震災の直撃を受けた岩手県、宮城県では津波により多数のプロパンガスが流失したことが報告されているが、ガスホルダー等、大型のガス貯蔵施設は、岩沼市で高さ16メートルのメタンガスタンクが1キロほど流され、道路脇に横たわっている姿が報道されたことを除けば、大きな損害は報告されていない。ガス漏れやガス施設起因の大規模な火災、爆発は今回の震災では発生しなかった。大きな火災事故につながらなかったのは不幸中の幸いであったと言えるが、その理由をガス業界における耐震性強化努力の成果に求めることができるかどうか、そのあたりについて今後、検証することが求められる。

地震によって被災地ではガスの供給が止まった。日本ガス協会によれば、今回の震災で都市ガスに関しては8県の19地域でガスの供給停止が生じ、復旧対象戸数は40万戸に及んだ。簡易ガス事業（LPガスを供給）では、7県の団地で供給停止が生じた。東京ガスの管内では茨城県日立市で3万件余の供給停止のほか、県南部で若干の供給停止があったが、

いずれも 10 日以内に復旧した。

東北地区では、仙台市ガス局（公営）、石巻ガス、塩釜ガス、気仙沼市ガス水道部（公営）の施設および供給網が被災し、ガスの供給が停止した。この事態に、全国の 58 のガス事業者が復旧隊を組織し、現地における復旧作業を支援した。また、津波被害を受けた仙台 LNG 基地に代わり、復旧までの期間、新潟の LNG 基地からパイプラインを通じて仙台市、塩釜ガスの供給再開に対応した。

実は、大阪ガスは、阪神大震災において供給停止を含めて 86 万戸でガス供給停止になったとき、日本ガス協会を通じて全国各地から派遣されたガス事業者（155 の事業者）の支援によって復旧作業を早めることができた。2004 年の新潟県中越地震、2007 年の新潟県中越沖地震においてもガス業界内での支援応援体制が敷かれた。

この事実は、ギブ・アンド・テイクの互恵的な関係と文化がガス業界の中でできあがっていることを示すものとして興味深い。ある意味では、「非市場」における「災害ユートピア」的な状況を思い起こさせるものである。他の公益事業においても、多かれ少なかれ互恵的な被災地支援は行われているようであるが、これほど多数の事業者が関与する例はほかでは見られない。ガス業界の一つの特徴として捉えることができるであろう。

### 3. 電力業界

#### (1) 電力業界と調査の対象

2000 年 3 月に電力の小売りが自由化されたことにより、市場への新規参入が認められるようになったが、なお市場の 98% は地域独占を認められた電力会社 10 社に占められている。本報告では、電気事業連合会を構成する電力会社 10 社のうち、火力発電も原子力発電も行っていない沖縄電力を除く 9 社を対象とした。具体的には、北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力の 9 社である。

#### (2) 過去の事故災害

『消防白書』（平成 22 年度版）は、1973 年から 2009 年までの 35 年間の石油コンビナートで発生した火災事故、爆発事故のリストを載せている。全部で 45 件の事故のうち、電力会社の火力発電所が関わる事故は 4 件しかない。このうちタンクの火災があったのは、1983 年の東北電力秋田火力発電所での火災事故と 1987 年の東京電力大井火力発電所における火災爆発事故の 2 件である。

火力発電に関係する大規模な事故件数が限られているとは対照的に、原子力発電所に関係した主要な事故の件数は少なくない。東京電力福島第一原子力発電所の今回の事故を除いても、関西電力美浜発電所 2 号機事故（1991 年 2 月）、高速増殖原型炉「もんじゅ」事故（1995 年 12 月）、JCO ウラン加工工場事故（1999 年 9 月）、中部電力浜岡原子力発電所

事故（2001年11月）、関西電力美浜発電所3号機事故（2004年8月）といった事故が挙げられる。JCO 臨界事故が国際原子力事象評価尺度（INES）でレベル4に評価されたのを除けば、それ以外の事故はレベル1ないし2に止まっていた。今回の東京電力福島第一原発の事故は過去最悪のレベル7と評価されたことは、周知の通りである。

福島第一原発事故を除けば、それまでに最も大きなインパクトを与えた災害は、JCO の事故であった。JCO の事故以前は、原子力防災対策は「災害対策基本法」の枠組みの中で実施されていたが、JCO の事故を受けて、「原子力災害対策特別措置法」（原災法）が制定され、原子力防災の強化が図られた。2000年6月に施行に移された原災法は、事業者により原子力事業所ごとに防災業務計画の策定を義務づけている。しかしながら、電力9社の中で防災業務計画の文書そのものを外部に公表しているところはない。中部電力がトピックスの中で触れているのがほとんど唯一の言及である。ガス業界と比較すると情報公開に関する姿勢の違いが明白である。

また、原子力発電所の耐震性基準として1981年に原子力安全委員会が決定した「耐震設計審査指針」がある。「指針」は、耐震設計技術の進歩、地震学等の知見を反映させる形で2006年9月に改訂された。電力会社は、発電所の主要設備について安全性評価を行いつてきている。すでにほとんどの原発では耐震性が確保されている旨が国に報告されている。

また、事故や災害ではないが、電力会社では報告書の改竄やデータの捏造等の不正がこれまでに何度か発覚している。2002年8月、東京電力福島第一原発、第二原発、柏崎刈羽原発において、1980年代後半から90年代に行われた自主点検作業時に、点検や作業記録に関して不正な記載等が行われ、東電側もこの「トラブル隠し」があったことを認めた。また、2006年には、複数の電力会社が、過去に発電所に関するデータの捏造等、不適切な処理を行っていたことがわかり、社会問題になった。また、北陸電力で1999年に小規模の臨界事故が発生していた事実を国に報告せず隠蔽していたことが、2007年になって発覚した事例がある。この臨界が報告されていれば、JCO の臨界事故を回避できたという指摘もある。いずれにしても相次ぐ不正の発覚は、電力会社の公表する情報の信憑性を低下させたことは疑いない。

9電力会社を含む12の原子力事業者は、「原子力災害時の原子力事業者間協力協定」を結び、原子力災害時に、放射線モニタリングや汚染検査、汚染除去等のために協力要員を派遣し、あるいは資機材を貸与するなどの協力支援体制をとることを取り決めている。

### (3) 東日本大震災による被害の状況

東北電力管内には8つの火力発電所があり、震災前は19基の火力発電施設が稼働していた。地震発生によりこのうちの6つの発電所で11基が停止した。青森、秋田、岩手で全域、宮城、山形ではほぼ全域、福島では一部地域で停電になった。仙台、新仙台、原町火力発電所の3つが被災した。特に、原町火力発電所は3月14日に火災が発生して稼働不能になった。原子力発電所については、2つの発電所で4つの原子炉が稼働していた。このうち女川原子力発電所が津波の直接の被害にあった。

このほか、東京電力の福島第一、福島第二、日本原子力発電の東海第二の原子力発電所が津波に襲われた。電源喪失により炉心冷却機能を失った東京電力福島第一原発では、1号機から3号機について炉心溶融が起り、放射性物質が漏出した。放射能の影響は東日本の広い範囲に及び、チェルノブイリ原発事故に次ぐ大事故に発展した。

専門家らは、女川原発と福島第一原発では何が違いを生み出したのかに注目している。襲った津波の高さはほぼ同じ（女川13メートル、福島第一14メートル）、敷地の高さが女川では13.8メートルに対し、福島第一では10メートルであった。3ないし4メートルの差が明暗を分けた（福島第一は当初、35メートルの高台に建設されるはずであったが、東京電力が現在の高さに変更した）。福島第一では放射性物質の漏出の可能性があるため半径30キロメートルに住む住民が避難させられたが、女川原発では津波被害を受けた地元住民の一時的な避難所になった。

福島第一原発事故の原因に対する研究は今後も継続されるであろうが、現在までにわかっている範囲でも、少なくとも3つの要因があったことお指摘することができる。第一は、東京電力の災害に対する想定、とりわけ、地震の規模、津波の高さの想定が甘かったことである。タービン建屋の地下に設置されていた非常用発電機が津波で水没して作動しなくなったことが電源喪失の直接の原因であるが、中部電力の浜原原子力発電所のように高い場所に設置していれば今回のような津波被害は避けられたはずである。第二は、電源喪失後の原子炉施設の緊急対応が後手に回り事態を好転させるいくつかの機会を逸したということである。原子炉格納容器内の圧力が高まり水素爆発の危険が高まったとき、原子炉格納容器内の弁を開ける「ベント」作業が適時的に実施できなかったことはその典型である。

そして、第三は国の原子力行政に関わる。福島第一原発の施設は地震に対する国の耐震基準、津波に対する安全基準を満たしていた。東京電力は基準を満たしていたことで満足しきっていたともとれる。また、国の原子力関係機関である原子力安全・保安院は、企業の利益を図ることを使命とする経済産業省の下に置かれていたために、厳格な監督規制機関としての役割を果たすことができなかった。独立の原子力委員会が期待されていた役割を的確に果たしたとは言えない。電力会社は官僚の天下りを受け入れ先になることで、電力会社と国の癒着構造が進み、国と電力会社との間の緊張関係がなくなっていたことを多くの批判からは指摘している。これに「学」が加わった産官学の複合体が擁護した原子力発電の絶対的な安全性のアピールは、原子力発電の危険性を指摘する声を掻き消す働きをしてきた。業界全体の性格づけるこの構造は、特に東京電力について顕著であった。事故後は、賠償責任をめぐって、東京電力と国が責任を押しつけ合うような構図も見られた。責任の所在についての本格的な検証がどこかで行われる必要がある。

要するに、福島第一原発に関して、地震と津波からの被災は「天災」であったといえるかもしれないが、リスク管理の甘さ、判断ミス等が引き起こした放射能漏出事故は「人災」であったとする見方には、反対する人はほとんどいないように思われる。

福島第一の事故を契機として日本社会は原子力発電のリスクの大きさを再認識し、世論

は再生可能エネルギーの開発を支持する方向に急旋回した。とはいえ、原発が危険であるとしても既存の原発を一挙に廃止することは現実的できない。当面は、高経年化した原子炉から順に廃炉にしていくよりほかに、原発のフェーズアウトが完了するまでに何十年もかかる可能性がある。その間にも、操業のリスクだけでなく廃棄物のリスクをも考慮すれば、原発のリスクは減少するとは限らない。今回の福島第一原発の事故からいかなる教訓を読み取り、それを災害に向けた対策にどのように実現していくか、電力会社は大きな責任を負っている。

#### (4) 防災情報の開示状況

先に触れたように、火力発電に関係した大規模な事故はきわめて限られている。このこととおそらく関係があると思うが、電力各社のウェブサイトや CSR 報告書には、火力発電所の安全性に関する情報がほとんど掲載されていない。唯一の例外は、中部電力のサイトである。中部電力のサイトには、「燃料設備と主要防災設備」のページがあり、火力発電所で使用されている燃料油種や核燃料の貯蔵方法が写真入りで紹介、説明されている。防災体制についても、自衛防災体制、防災訓練、「大規模地震の備え」等の解説が掲載されている。中部電力は、東南海地震が発生する圏内に原発を設置していることもあって、地震発生に対する警戒意識が強く、構えや備えの充実が窺える。

電力 9 社の防災情報の開示状況を比較するために、CSR 報告書における環境問題についてカバーするページ数と原発の安全性に割いたページ数とを分析してみた。いくつかの電力会社は、環境問題にかなりのページを割いている。たとえば、原子炉 17 基を抱える東京電力の 2010 年度 CSR 報告書では全 80 ページのうち環境問題に 22 ページ、原発の安全性には 6 ページが当てられているにすぎない。11 基の原子炉を保有する関西電力では、全 75 ページ中、環境問題には 24 ページが割かれているのに対して、原発安全性に関する説明は 3 ページしかない。

これに対し、九州電力（原発 6 基）では、全 98 ページの CSR 報告書中、原発の安全性に 8 ページが割り当てられているのに対し、環境問題には実質 6 ページしか割かれていない。東北電力（同 4 基）も、全 88 ページ中、原発の安全性に 6 ページのほか、水害・風雪害対策、地震対策をまとめた「災害対応強化に向けた取り組み」に 4 ページを当てている。特に東北電力の CSR 報告書においては、「過去の災害経験を通じて得られた知見、教訓に基づき災害尾対応力の強化」に努めているとして強化のポイントがまとめられているほか、非常災害対策訓練の様子が、報告されており、東日本大震災の約 1 年前の 2010 年 2 月に女川原子力発電所、火力発電所、各支店が参加した訓練が行われた。宮城県沖でマグニチュード 8.0 の地震が発生し、震度 6 強の揺れに事業者が襲われたという想定で、津波による事業者の浸水等も設定されていた。各電力会社では防災訓練は実施されているはずである。しかし、いったいどれだけの電力会社が津波を想定した防災訓練を行っていたのか。日頃からのこうした対策や訓練が組織の防災力を基礎づけるということができよう。

中部電力では、防災関連情報は CSR 報告書よりもウェブサイトにおいてカバーされてい

る。とりわけ、地震メカニズム、発電所（火力、原子力）の地震対策、耐震構造等についてかなり詳細な説明が何ページにもわたって説明されている。民間の地震研究所のホームページに匹敵するぐらい情報が提供されている。中部電力をして地震に関連の防災情報の開示に熱心であることの背景には、同電力の浜岡原子力発電所が東南海地震の発生リスクが高いとされる地域に位置していることが深く関係していることは疑いない。

もっとも、情報開示姿勢とは別に、九州電力については、玄海原発の再開をめぐる県民向け説明会をめぐって「やらせメール」問題が発覚した。あくまで後知恵による判断ではあるが、九州電力が提供していた原発の安全性に関する情報量の相対的な多さの裏には、原発操業の正当性に対する支持を強め、あるいは支持を動員するための政治的な意図が隠されていたと読めなくはない。東京電力や関西電力が環境問題、とりわけ、二酸化炭素の排出抑制の問題に多くのページを割くのも、「環境に優しい原子力」を売り込んで理解を求める、原子力発電の推進派の利害と一致するものである。さらなる掘り下げは必要であるとしても、少なくとも九州電力の「やらせメール」事件は、電力会社の「利己的」な行動であると性格づけることができるであろう。

以上は、震災前に電力会社が公表していた防災関連情報についての分析である。震災後の数ヶ月を経て、いくつかの電力会社は最新の CSR 報告書の中で、震災を踏まえて自社としてどのような教訓を読み取るか、どのような対策を講じたかについて記載し始めている。

たとえば、中国電力の CSR 報告書（2011 年度版）は、「安全の確保」と題するセクションで、島根原子力発電所の地震対策について概観した後、「東日本大震災を踏まえた対応」として、東京電力福島第一原発の事故を「同じ原子力に携わる事業者として大変重く受け止め」、国からの指示を受けて、島根原子力発電所における必要な対策を検討し、緊急安全対策を実施する」方向に動いたことを述べている。「津波が敷地内に浸入し、電源機能や炉心を冷却する機能等を喪失した場合」の対策として、「建物内への浸水防止対策」「電源確保」「冷却機能の確保」「緊急時の対応手順等の確認、訓練の実施等」の柱を設け、これらを実施したこと、また、2、3 年以内に、防水壁の設置、水密性の強化、防波壁の強化、バックアップ用のガスタービン発電機の高台への設置等の措置をとる予定である。

四国電力の 2011 年度版報告書では、東日本大震災後、伊方原子力発電所においてとられた 4 つの緊急安全対策が報告されている。電源確保、冷却水の確保、浸水への対策、事故対応訓練の 4 つの要素からなる。そのほか、シビアアクシデントが発生した場合でも迅速に対応するための措置、地震の揺れに対する自主対策なども盛り込まれている。ちなみに、四国電力は、愛媛県・伊方町との間で締結している安全協定を改定し、「正常状態以外のすべての事象を直ちに通報連絡する」通報方式に合意し、現在でも基本的にこの方式に基づいてトラブル情報を公開している（「伊方方式」と呼ばれる）。

北陸電力でも、「CSR レポート 2011」において、東日本大震災を踏まえた対応に関する特集を 6 ページにわたって組み、その中で、「志賀原子力発電所における津波等に対する『安全強化策』を確実に実施します」と宣言し、震災後の 4 月までに実施した「安全対策」と

今後 2 年程度で実施する「更なる対策」を公表し、図入りの解説を加えている。

## 結 語

以上、電力業界、ガス業界、石油業界の公益三事業を対象を絞って、業界内および個別企業の防災対策の現状、防災関連情報の公開ならびに東日本大震災における被害、支援状況についてまとめた。オブザベーションの一つは、業界によって防災意識に差があるという事実である。どの業界においても業界内での企業規模の違いがあるため、一概に比較できない部分があるが、対象とした三業界の比較においては、石油業界における一部の外資系元売り会社の防災意識の低さ、開示されている防災情報の少なさに関しては、一つの懸念材料であることを指摘しておきたい。

防災意識、情報開示が進んでいるのはガス業界である。ガス業界は、過去にもそれほど大きな火災・爆発事故を経験していないが、むしろ多発する消費者の側における火災や事故に対応するためにこれまで安全なガス供給網の整備、安全な設備・機器の提供を進めてきた。また、全国各地で発生した地震がガス貯蔵施設やガス供給網の耐震性を検証する機械となり、そうした機会の成果が供給され、業界全体の防災レベルの引き上げに貢献してきたのかもしれない。また、このあたりは今後検証される必要がある。

災害発生後におけるガス業界内での被災地への応援、支援体制は特筆に値する。被災地における被災企業の復旧に他のガス事業者が駆けつける現象は、ある意味、企業間の利害を超えた「利他的」な行動を映し出すものと捉えることができる。こうした支援関係は、他の業界でも見られる。しかし電力業界では電力会社の間で、その種の支援を行うことについてあらかじめ協定を締結しており、それにも続く行動であるにすぎない。しかし、ガス業界では事業者が多すぎることもあって、そうした協定は存在しない。こうした業界内での災害時という「非日常」において発現される企業間の関係が日常的な「市場」においてはどのような効果をもたらすのか、あるいはもたらさないのか。これまで余り意識されてこなかったテーマであるが、一つの問題提起としたい。

いずれの業界も過去の事故や災害から教訓を学び、それを具体的な対策に活かしてきている側面は見られる。そうした積極的な側面は、公益事業の規制ないし自由化の抑制とどのような関係にあるのか。本報告では立ち入ることはしなかったが、自由化による競争激化に由来するコスト意識が防災対策への投資を減少させる危険性があることは指摘しておいてよいだろう。

いずれの業界もまた、東日本大震災から教訓を学ぶ必要があることは論をまたない。なかでも電力業界はその必要を実感しているに違いないし、またそうでなければ困る。とりわけ、今回の震災は、企業において、地震や津波に関する国の基準を満たせば安心できる

ものではないこと、災害に関しては「想定外」というものがあってはならないことを明確に示した。また同時に、政府と企業との間の適切な関係とは何かをめぐる問題も提起された。批評家らは福島第一原発の事故の背景として電力業界と国との間の緊張関係が失われていた点を指摘する。産官学の癒着構造は東京電力だけの問題ではない。結果論であるが、電力業界全体は業界にとって都合のよい（しかし、社会全体にとっては必ずしもそうではない）環境を作り上げてしまった。それは、ある意味において電力業界が「利己的」になっていたと見ることはできるのではないのか。その種の「利己心」はどの業界でも起こりうることであるのかもしれない。

かく言うことは、われわれが規制緩和と自由化に諸手を挙げて賛成することを意味しない。規制すべき部分については、「公的権威」が適切に介入し、企業側における自己利益の最大化動機（これを企業の「利己心」と称することができる）を牽制し、適切な規制を加えつつ市場だけでなく、社会全体の利益に資するように（また、反対に、社会全体が害悪を被ることがないように）、調和、調整することが重要であろう。一方、業界全体が「利己的」になり、利益確保を図ろうとするような場合には、規制緩和や自由化政策がある程度まで役立つことがあるかもしれない。そのあたりは、政府および政治的リーダーシップ（福島第一原発の事故では、これも問われた）がいかに機能するかに関わる問題でもある一方、社会を構成する市民の感覚と行動力が重要な意味を持つことを指摘して本報告の締めとしたい。

2012年1月29日

2011年度科研費チーム冬季研究合宿報告

「災害とCSR」

事例報告：最近の被災地における復興支援の取り組み

江橋 崇

1 災害とCSR 研究の現状

- (1) 2011年11月24日、日中韓共同研究者会合における発表
- (2) その他の研究

2 災害とCSRの現状

- (1) 個別の企業による取り組み（企業CSR）
- (2) 企業の属する業界単位の取り組み（業界CSR）
- (3) 経済界の全体による取り組み（財界CSR）

3 東日本大震災被災地での取り組み

- (1) 概況
- (2) 宮城県石巻市における私自身の取り組み事例の報告

資料：石巻市における取組みと震災復興の「非営利株式会社」設立（2012年1月17日：神奈川県内の知人にあてた状況報告の手紙）

〇〇様

すっかりご無沙汰しています。丁寧なお手紙を頂いて恐縮しています。お話ししたいことは山ほどありますが、果てしないこととも思えます。とりあえず、震災への取り組みについてだけお伝えします。

震災は大ショックでした。1000年に一度の大災害でして、当初の混乱の中では30,000名近くだと報道され、現在は20,000名近くだと判明しましたが、これだけ多くの人命が失われるという事態は私の生きてきた中でも最大級の衝撃でした。地震、津波、原発事故に加えて、震災直後から気仙沼の津波火災が報道されました。古いタイプの石油タンクが流されて重油が流出し、それが大火災の原因になっている映像を見ると、もう10年以上も前ですが、神奈川ネットで人間の安全保障の研究会をしていたときに、県内の石油タンクが1,300基ある中で1,100基が水島事故以前の古い設置基準のままで安全性が危険であり、地震が来たら確実に倒壊して大火災になると検討していた頃を思い出しました。

当時、神奈川県当局にその具体的な場所の特定を情報公開するように要求したのに、そんなことをしたら協力企業が 2 度と情報を提供してくれなくなると断られてそのままにしてしまいました。私は、当時はそれで仕方がないかと放置してしまったのですが、もし神奈川で今回の規模の大地震が起これば、いったいどのくらいの石油火災が起きるのか改めて恐怖を感じます。また、タンクの流れている映像を見ると、あのときあんなに簡単にあきらめないで情報公開と安全確保の改修を迫り、それを広く全国各地に発信したら、もしかしたら気仙沼の石油タンクも安全基準が強化されて火災が防げたかもしれないと思えます。せっかく人間の安全保障という考え方を持っていて、市民生活の安全への危険を察知できたのに、実際には災害の対応には何もしてこなかった自分のいい加減さが悔やまれます。気仙沼の映像が神奈川に重なって、自責の気持ちもあって涙が止まりませんでした。今でも、録画した映像を見ると気が滅入ります。

私には、今はとくに何もできないのですが、少なくとも、将来、2011 年という年を振り返った時に自分に恥じることはないように生きることだけはなしとげようと思いました。とりあえずできたことは、この数年進めてきた企業の社会的責任経営という観点からの、企業による災害に対する緊急支援、生活支援、地域復興への取り組みの調査研究でして、日中韓の共同研究も、2012 年度のテーマを急きょ「災害と SCR」に切り替えて研究を進めて、11 月に東京で研究成果の発表会を行いました。また、日本の企業や労組にも、社会的責任を果たすように働きかけました。今回は、企業も動いて、巨額の義援金、物資、ボランティアを現地に送り込みましたし、情報提供でも活躍しました。よく阪神淡路大震災の年は NPO 元年だといわれますが、それからいえば、2011 年は企業の社会貢献元年なのかなとも思います。

それとともに、私個人として、被災地に何回か通って、主として宮城県の石巻市に行っています。現地の復旧、復興の活動に協力しています。その一つが復興住宅の建設です。

復興住宅は、要するに、行政が進めている仮設住宅の建設が実に多くの問題を抱えていて、とくに宮城県内のそれはレベルがひどすぎてとても見ていられないということで、モデル住宅を作って実物でもって行政の怠慢を明らかにしようとして、市民と企業の民間の力で、2DK 程度の広さの家ですが、10 棟の本格的な住宅を作りました。石巻の北端、北上川の河口にある旧北上町の十三浜地区にある海の見える高台に作りました。11 月下旬には竣工して入村式も済み、テレビなどでも大々的に報道されました。それなりに、社会変革に向けて課題を提起するというソーシャル・ビジネスの働きは実現できたかなと思います。

住宅は当初は 1 棟の建設費用が 1,200 万円程度と考えていました。仮設住宅の建設費は 590

万円で、このほかに被災者には残らず 100 万円で全壊家屋には 200 万円の公費が出るので、合計で 900 万円の工費が出ています。これにあと 300 万円程度の自己負担を覚悟すれば、テレビで報道されているように、抽選入居なので地区がばらばらになってしまい、入居すれば、夏は暑すぎ、冬は寒すぎ、風雨も虫も入り込んでくるような悲惨な仮設住宅に入らないで済むのです。

それに、仮設住宅の建設は東京や関西の企業におカネがみんな行ってしまう仕掛けで、地元の経済に回らない。そこで、私たちの復興住宅では、地元の材料を使い、地元の職人さんを雇って木造の建物を作りました。これで、2 年後の立ち退きを迫られる心配もなく定住できるし、家賃は月 30,000 円以下に抑え、土地は定期借地権付きにしていますので、15 年後くらいに居住者に買い取ってもらうことになります。

実際には道楽が過ぎて予算をオーバーしてしまいましたが、無事に完成して、見に来た各地の被災者はこういう住宅が欲しかったのだと涙を流してくれる状態です。安直な仮設住宅作りで、それも遅々として進まない行政に対する、実物を通じた痛烈な批判になっていると思います。ただ、最初の段階では本当に市民と企業のみでできるのか半信半疑でしたし、建物を建てることに力が入り過ぎて事業の広報が今一つでしたので、地元の方は、テレビなどで大体の様子は知っていても具体的な姿は見えていないことが多いので、これから現地の見学をどう作り出そうかと考案中です。

もう一つ、石巻では、私たちが進めている被災地の支援事業について、いよいよ会社を立ち上げることを決めて、その準備を始めています。私たちのミッションは、①具体的な地域の復興の支援と、②伝統産業の復興です。そのために、③地域に残る大事な文化財の修復、復元を柱に据えて地域の伝統文化の継承を眼に見えるものにしたと思います。こうした事業には相当額のお金の出入りが生じますので、この際、NPO のスタイルではなく、ソーシャル・ビジネスを進める会社のスタイルで取り組もうと思い、阪神淡路大震災の頃はまだ NPO 法人の制度もなかったこともあってちょっと流行った非営利株式会社を作ることになりました。社会事業に取り組む会社ですが、一応は会社ですから、事業に必要な資金を調達し、又最低限度の収益が確保できるようにしなければなりません。また、会社に求められる経営の透明性も確保しなければなりません。これまですでに事業形態で NGO の活動を進めてきた方にすればごく当たり前の活動のスタイルでしょうが、私たちにとっては初めてのことで、右往左往しつつ前進しています。

①の事業としては、気仙沼市のある集落に A 家という明治からのイワシ漁の網元の屋敷がありまして、3 度の大地震と大津波を経験して堪え抜いています。この建物がある地区は、震災前はワカメやコンブの好漁場で、地区の人たちはその栽培と収穫、加工を共同作業で

行って生きてきました。そこで、この建物を復元修理して、地震から立ち上がったシンボルにして地区の復興を進めたいと思います。この屋敷は、今回の津波では地区の奥の山際まで 50 メートル以上流されました。被災地では、救助に入った自衛隊が被災者の救助と犠牲者の遺体の搜索を優先させるということで流された建物などはことごとく破壊してゆきましたが、その地区では地区の人と自衛隊の指揮者とで話し合っただけで屋敷を慎重に解体しつつ救助を進めたので、部材がきちんと残されています。私たちは、この屋敷の復元と、周辺の環境の整備、とくに一般の住民の住宅の再建と浜の作業小屋と海中のがれきの撤去、整備を進めて、震災前にコンブの好漁場だったのですから、そういう生活の糧も再現して地区として復興させたいと思っています。屋敷の再建に数千万円かかり、地区全体の再建には数億円が必要です。でも、完成すれば、1軒で年収 1,000 万円以上の収入が考えられる 20 戸程度の漁師の村が再建できます。

もう一つは、スレート屋根のきれいな地区の街並みの保存です。スレート瓦は明治、大正昭和の洋風建築や日本式の家屋の屋根などで盛んに用いられました。最近では東京駅の建物の屋根がスレート葺きで、被災地ががんばって修復用の瓦を届けたという美談が話題になっていました。石巻市には、北上町に B 地区という 50 戸ほどでどの家もスレート瓦という美しい地区があって、今回の津波の大被害を受けて全戸が全壊扱いに指定されており、このままでは国の費用で解体されて地区消滅になりそうですので、その地区を何とか残そうと考えています。これも、建物については修理なしにはもうほとんど財産的な価値はないのですが、それでも買収と修理に費用がかかります。残したい戸数も多いので、これも数億円の事業規模になるのかなと思います。

このスレート瓦は、今では日本では石巻市の北上町の隣りの旧雄勝町、今の雄勝地区でしか生産されていません。それも、最盛期は数百人を使って生産していたのに今ではわずかに従業員数人の会社が 1 社という規模に縮小していて、スレート屋根の新規の需要はあまりなく、稀にそうしようとする人がいてもスペイン産の安価な輸入品が使われてしまうので、雄勝のスレート瓦は不振で、わずかに学校教育での習字の授業で用いる硯の生産を細々と続けていた程度です。その会社、工場が津波で土台以外はすべて流されてしまい壊滅して、もう生産再開のめどは立っていません。

石巻にはこういう産業が地元にあったので、その豊富な資源を使って、スレート葺きの屋根が並ぶ美しい尾ヶ崎地区もできたのです。ですので、私たちは、B 地区の保存とともに、スレート産業の灯を消させないようにしたいと思います。雄勝のスレートが減ったら、今後、国産のスレート瓦は消滅するのですから明治期以降の文化財の修復でも差しきわが出てきます。そこに気付いて経産省も伝統産業の復興計画でこれを取り上げることになりましたので、なんとか産業の再開に必要な需要を見つけだそうとしています。一時は薬師

寺のように寄進瓦の方式で東京駅の修復計画にもっと深くつながるかと考えましたが、肝心の JR 当局が仕事の安全運転でなるべく早く東京駅を復元しようということで計画の変更を嫌がり、うまくいきませんでした。そこで今は、再来年から始まる重要文化財の門司駅の修復計画で雄勝の瓦を市民が 1 枚 5,000 円程度で寄進することにして、そのうち 3,000 円以上を被災地の伝統産業の復興に振り向けるということで、なんとか復興の支援につなげたいと思っています。

私たちのミッションの②「伝統産業の復興」は、とりあえずこのスレート産業から始めようかと思っています。そのことも絡めて、スレート葺きの美しい尾ノ崎地区の保存を考えています。

ミッションの③「地域に残る大事な文化財の修復、復元」ですが、古文化財の修復をしているようなプロはとかく江戸時代からの建物などに関心が強いと思います。私は、私たちのような年寄りであればそれでもいいけど、今の若い人には江戸時代は遠すぎる過去でして、明治、大正、いや昭和前期の建物や文化財なども立派に古文化財です。ですから私は明治期以降の洋館の修復、再建も視野に入りたいと思っています。去年は、C 市内に昭和初期に建てられた美しいカソリックの修道院があり、今は短大が使っているのですが、それが地震で大きな被害を受けたので修復を進めようと考えていました。この建物はカナダの教団本部からすべての材料を運んで日本で組み立てたもので、もう少し時間がたてば重要文化財に指定されるレベルのもので、こういう文化の蓄積が少ない C 市内では見るべき近代建築でした。また、建てたのが大正、昭和初期に活躍した D 市の著名な洋館の大工さんで、この人の作品で現存するものが少ないこともあって、D 市の文化財保護を推進している機構が再建を支援してくれるというところまでこぎつけました。ところが、肝心の所有者の修道院、短大が、手間のかかる建物の維持を嫌ってどんどん取り壊してしまいました。私たちからの修復の申し出に対しても、余計なことをしてくれるなという具合でした。ですので、これは失敗でして、今は、それに代わる被災地の洋館を選定中です。

その他、いろいろと考えていますが、会社は 2 月中には発足させたいと思います。そして、3 月 3 日から震災から 1 年の 3 月 11 日にかけて雛祭りのキャンペーンをして私たちの思いをアピールしたいと考えています。

会社設立を記念して、石巻現地の女性たちに中心になってもらって、津波で 74 人の学童が亡くなった大川小学校の跡地に、亡くなった子どもの数だけの雛人形を飾ることと、私たちの作った十三浜地区の復興住宅の庭先に数百の雛人形を飾りたいと思います。テーマは全体として「鎮魂と復興のひな祭り」でして、大川小学校の方はこの趣旨が誰にもはっきり見えますが、復興住宅の方は、すべての人形を海の方を向けて並べます。津波で海に流

されて亡くなりまだ遺体も見つかっていない多くの人々の魂への呼びかけです。復興住宅は海が良く見える高台にありますので、この趣旨にはふさわしい場所です。多くの人が見に来てくれて、民間の力だけで建てた復興住宅のアピールにもなればいいと思うのですが、入居している家族の女性たちにはもう少し頑張ってもらって、見物に来る人に白酒をふるまえるといいなと思っています。春まだ寒い石巻ですが、悲しいけど明るい一年目の鎮魂になれば嬉しいです。すでに、話を進めていると各方面から支援の申し出が来ています。

被災地を見ていると、これの復興には女性の力が十分に発揮されねばと思います。ところが東北は古い考えの地域でして、とくに三陸沿岸は、高齢の漁師の男性がいばっていて、女性はそれに従いながら水産加工業を支えています。そういう地域で、これからの復興に女性のリーダーシップと力を求めるのですから、まずは会社の設立記念のキャンペーンも、女性の節句に女性中心でイベントをするという選択をしました。

石巻現地ではいろいろな人と知り合いました。被災した人たちに加えて、さまざまな契機で現地に駆け付けている人たちとも知り合いました。震災直後に湧き起こった被災者支援ブームがもう冷めて、志のある者しか残っていないように思います。そういう中で私の知人、友人は、多くまだ現地にかかわり続けています。今回、神奈川からの支援の活躍もお聞きしてとても嬉しく思っています。今日は被災地で活躍している「樹木セラピー」の金沢大学の先生が法政大学の現代法研究所にきてくれるというのでお会いすることになりました。被災地の復興では緑が大事というのが私の持論ですので、専門的な知恵を学びたいと思っています。緑の復興の関係では宮城県の福島県寄りの県境にある亘理町、山元町で防風林の再建に取り組んでいる E さんという苗木屋さんと知り合いました。彼も宮脇理論の自然植生の回復を考えている人で、宮脇さんは遠い昔、武蔵野市市民の緑化委員会での活躍の頃から私たちに近い人として、お弟子さんの進士五十八さんともども自治体学会などでも活動をともにしてきていますので、E さんとは共通の友人がいる仲ということで大いに意気上がっています。あるいは、復興住宅では、安納積みの石垣作りの名人で、F 庭園という G 市内で造園業をしている方とも知り合いました。彼は故白洲正子さんの知遇を得ていた天才で、私も白洲さんとは親しくさせていただいて、鶴川の武相荘にも何度もおじゃましていますので、これまた共通の知人がいるという仲でお互いに協力できました。

バタバタと書いてきました。被災地における復興への協力的一端でもお分りいただけたら幸いです。皆様にもよろしくお伝えください。とりあえず、失礼します。

1月17日

江橋 崇